

# 「効果的な世論形成及び政策提言活動」につなげるアンケート取得の検討

2024年12月7日  
ひとり親チーム12

# チームメンバーの紹介

氏名  
**三橋 敏**

担当パート：  
過去アンケート分析 / 集計方法提案

意気込み！

見せ方を工夫することで実態が見える、響きやすい主張になる！

氏名  
**亀田 真由**

担当パート：  
「教育支援について」

意気込み！

未来を担う「ひとり親」家庭の子どもたちのために少しでも貢献できたらと思います。

氏名  
**菊池 宏江**

担当パート：  
「児童扶養手当制度等」 / 「別居中の母子の支援」

意気込み！

自体職員として長らく勤めています。  
ひとり親の支援は重要！

氏名  
**加藤 吉英**

担当パート：  
「仕事と子育ての両立」 / 「生活保護制度の改善」  
「共同親権と養育費」

意気込み！

面会交流支援のボランティアを通じ、疑問に思ったことがたくさんありました！

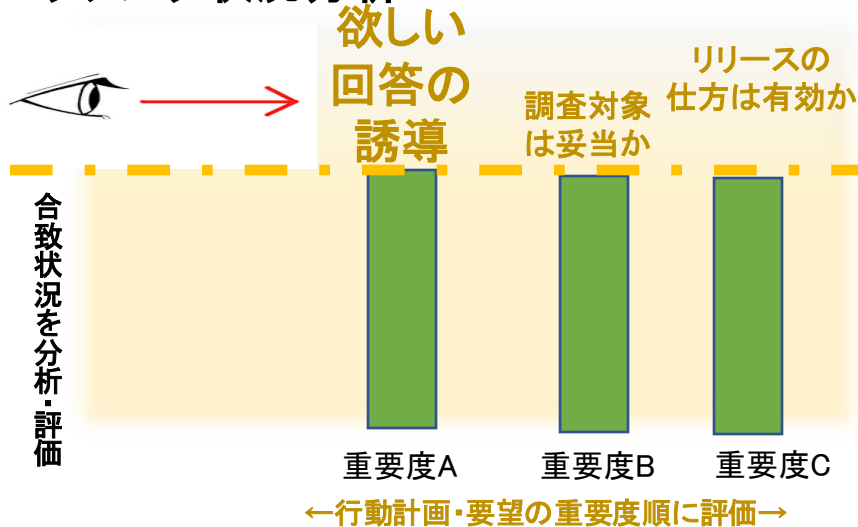


# 企画背景/アクション内容

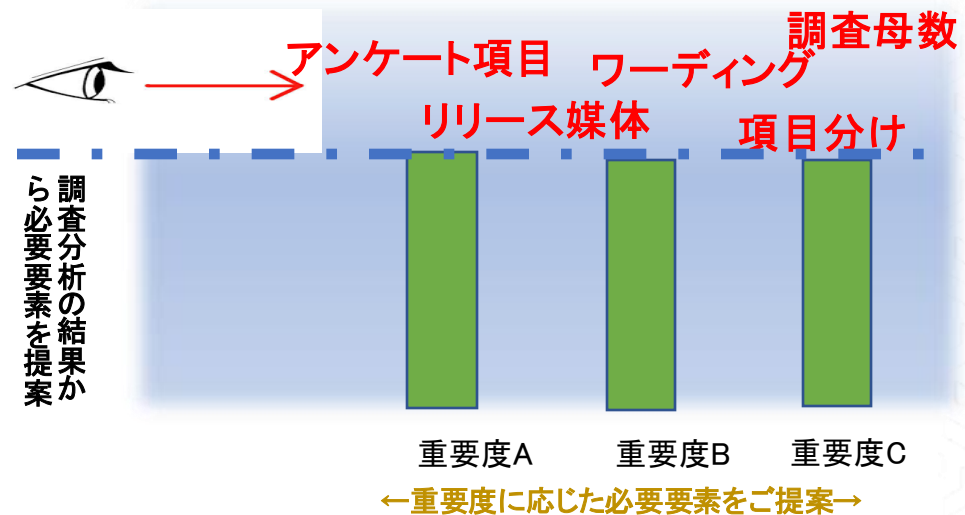
## アプローチ

- 「ひとり親家庭サポート団体全国協議会：2024年度行動計画及び要望事項」とアンケート取得のマッチング状況
- ・「2024年度行動計画」×「過去実施アンケート」の各項目を照らし合わせ、“主張の根拠”や“世の中への訴求”となっているかを分析
  - ・“訴えたいこと/実現したいこと”に即したアンケート取得を目指して①過去/広報②主張を補完する項目提案③効果的な掲出方法(時期)等を提案

### 視点①：過去アンケート×2024年度のマッチング状況分析



### 視点②：今後実施するアンケートのご提案



## ご提案：今後のアドボカシー(アンケート)行動計画

過去分析や現在の行動計画/要望事項から、重要度に応じた形での年間計画を作成する

# 調查/提言内容

# ピボットテーブルによるクロス集計

## (目的)

目的は、SMF様のご期待に従い、アンケートをよりわかりやすく実情がわかるように説明できるように見せること。

SMF様が再現できる方法を確立すること。

効率的に集計できるような項目設定の改善。

(新たな発見は目的としておりません)

## (実施方法)

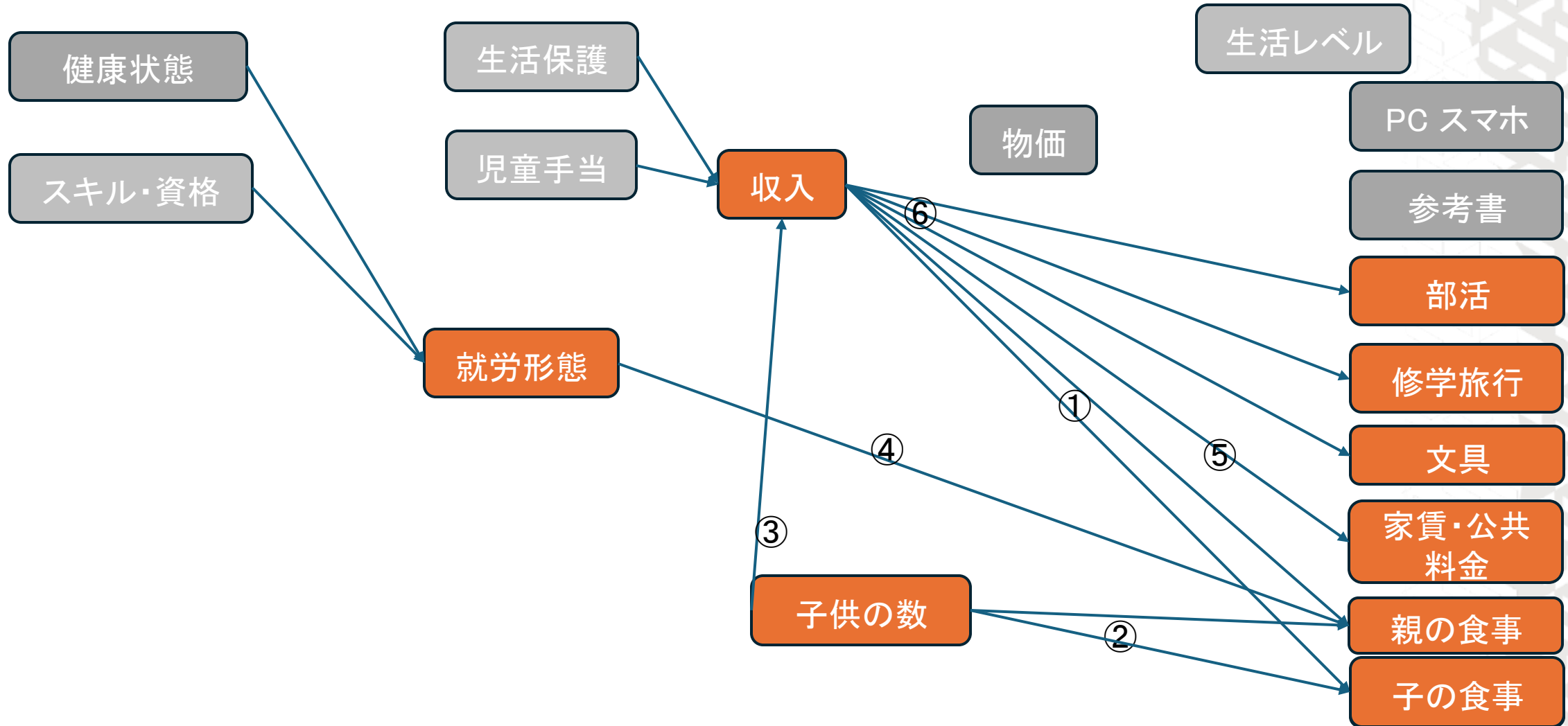
調査アンケート その他抜粋(2023荒).xlsを利用

エクセルのピボットテーブルとグラフ機能を利用

「該当なし」や「空白のセル」は削除

# 生活レベルを規定する要因連関の仮定

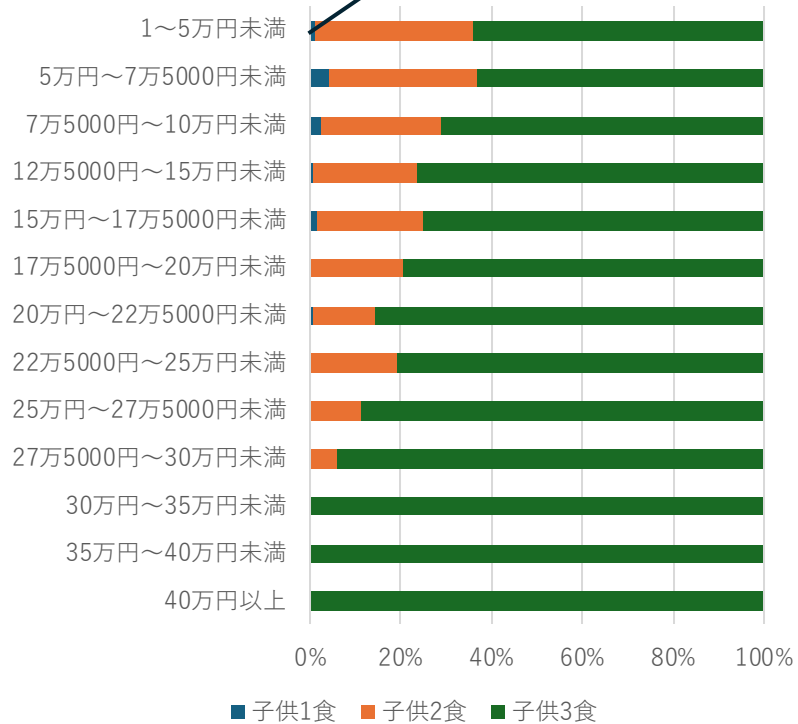
貧困状態の因果関係を想定し、データの組み合わせを検討。特に生活レベルは収入の影響を受けると考え収入周りについて検討。



# ① 月収と子・親の食事回数

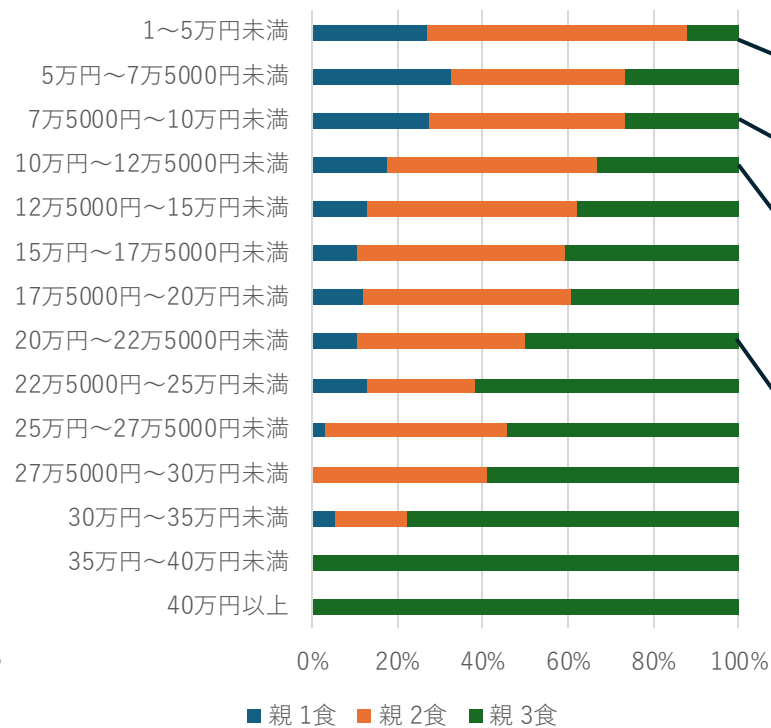
・家賃、電気代、水道代を滞納。限界まで我慢する。今が苦しいです。

月収と子供の食事回数



N=1467

月収と親の食事回数



N=2421

・乾麺をブヨブヨになるまで茹でてお腹を膨らませる(50、3人、無職)

・お粥にする。まとめてお風呂に入る。(40代、2人、非正規)

・ご飯の水の量を増やすようになった。(30代、1人、契約)  
・自分のお昼は60円のカップ麺(40代、2人、非正規)

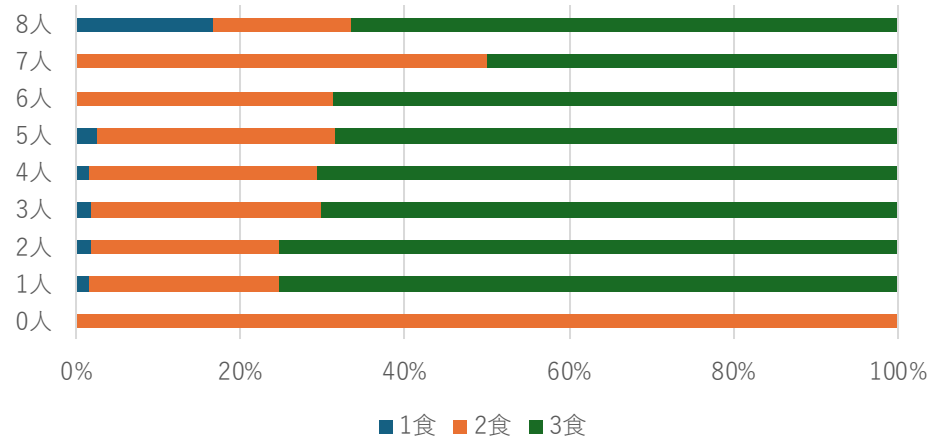
・食べない、飲まない、電気をつけない(40代、2人、契約)

(所見)

- ・ 月収30万以上でも親は20%以上が2食以下の生活をしている。
- ・ 子供に比べて親の食事回数が少なく、子供に食べさせるために親が食事を我慢していることが推測される。

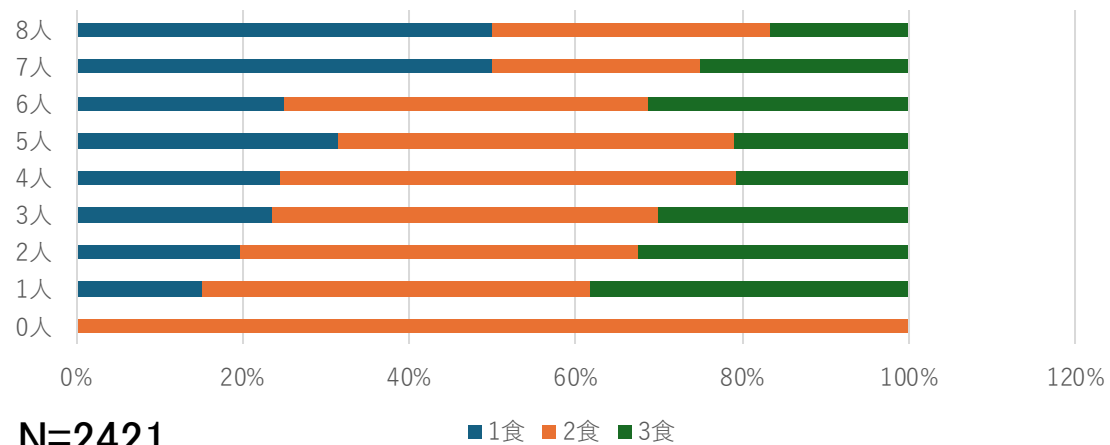
## ②子供の数と食事回数の関係

子供の数と子の食事回数



- 子供の人数が多くなるほど親が食事を抜いて子供に食べさせている傾向がある。
- グラフはあくまで子供の人数に対しての食事回数の割合なので、子8人親の食事回数1回は1サンプル、であるのに対処、子2人の食事1回は15サンプルなので、統計的に有意かは確認が必要。

子供の数と親の食事回数



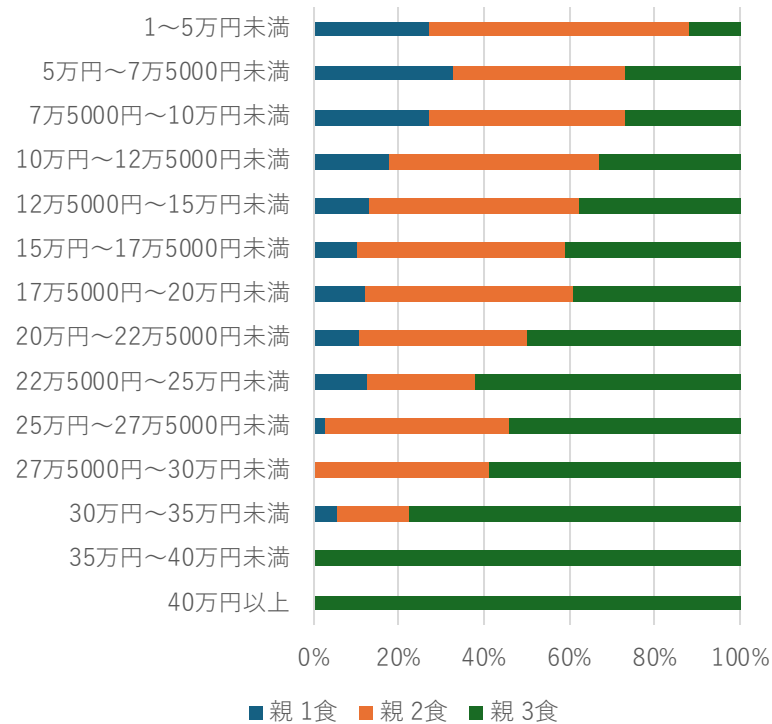
- 最終表示を見据えて 項目を「1」→「1人」とすると良い。

N=2421

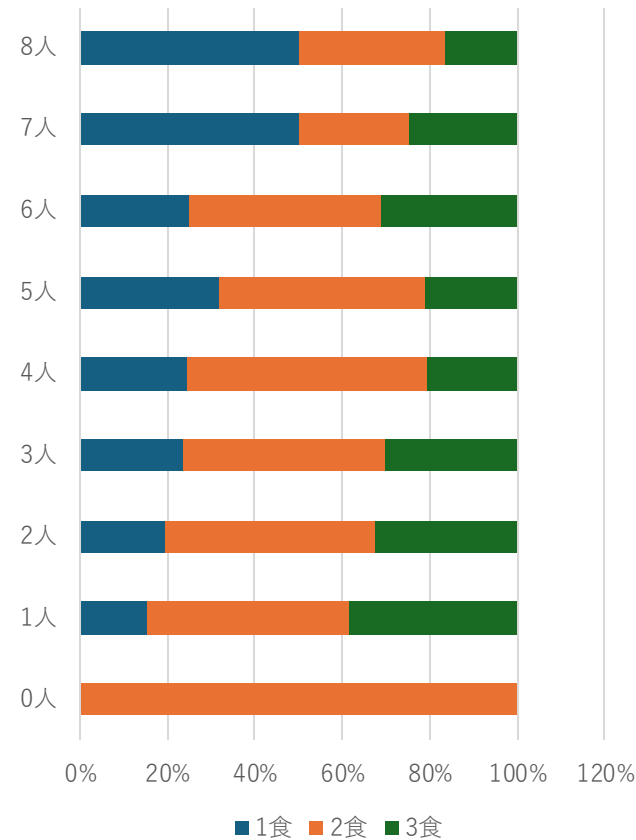


# ①② 食事回数に影響する因子比較

月収と親の食事回数



子供の数と親の食事回数

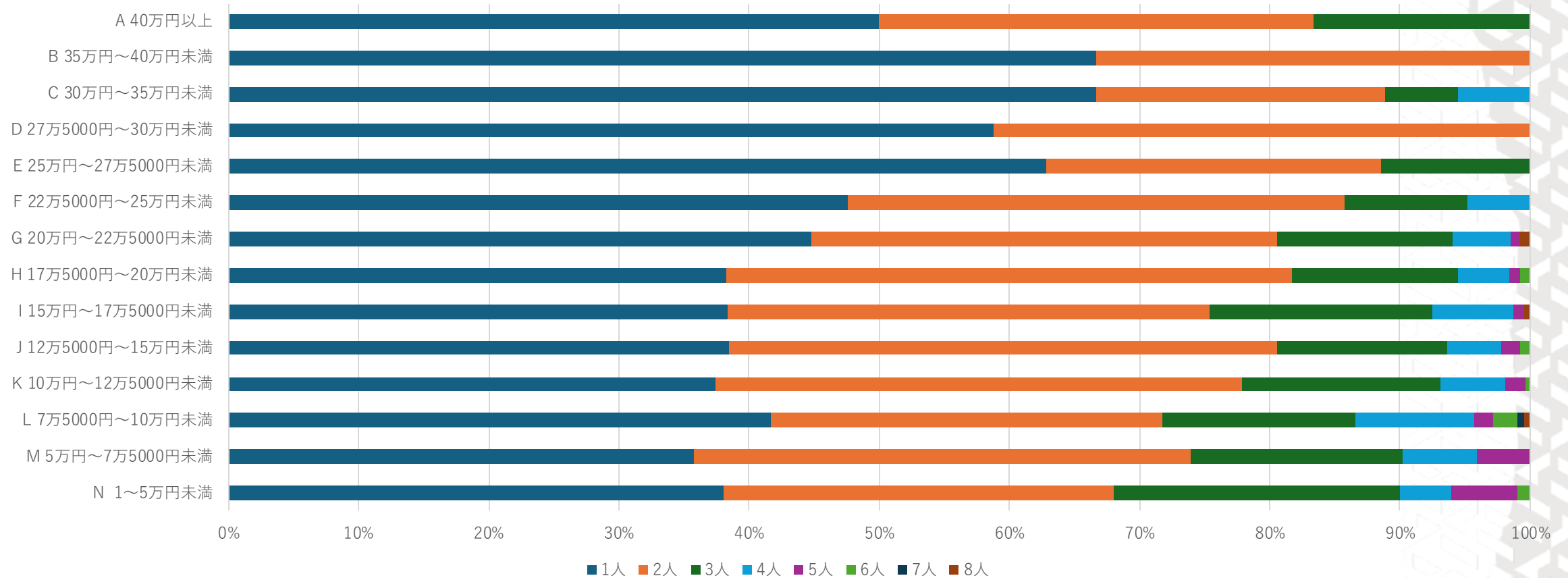


- 単純比較はできないが食事回数には子供の数のインパクトの方が大きそうに見える。→相関が取れると明らかになると考えられる。

N=2421

### ③収入と子供の人数の関係

収入と子供の人数



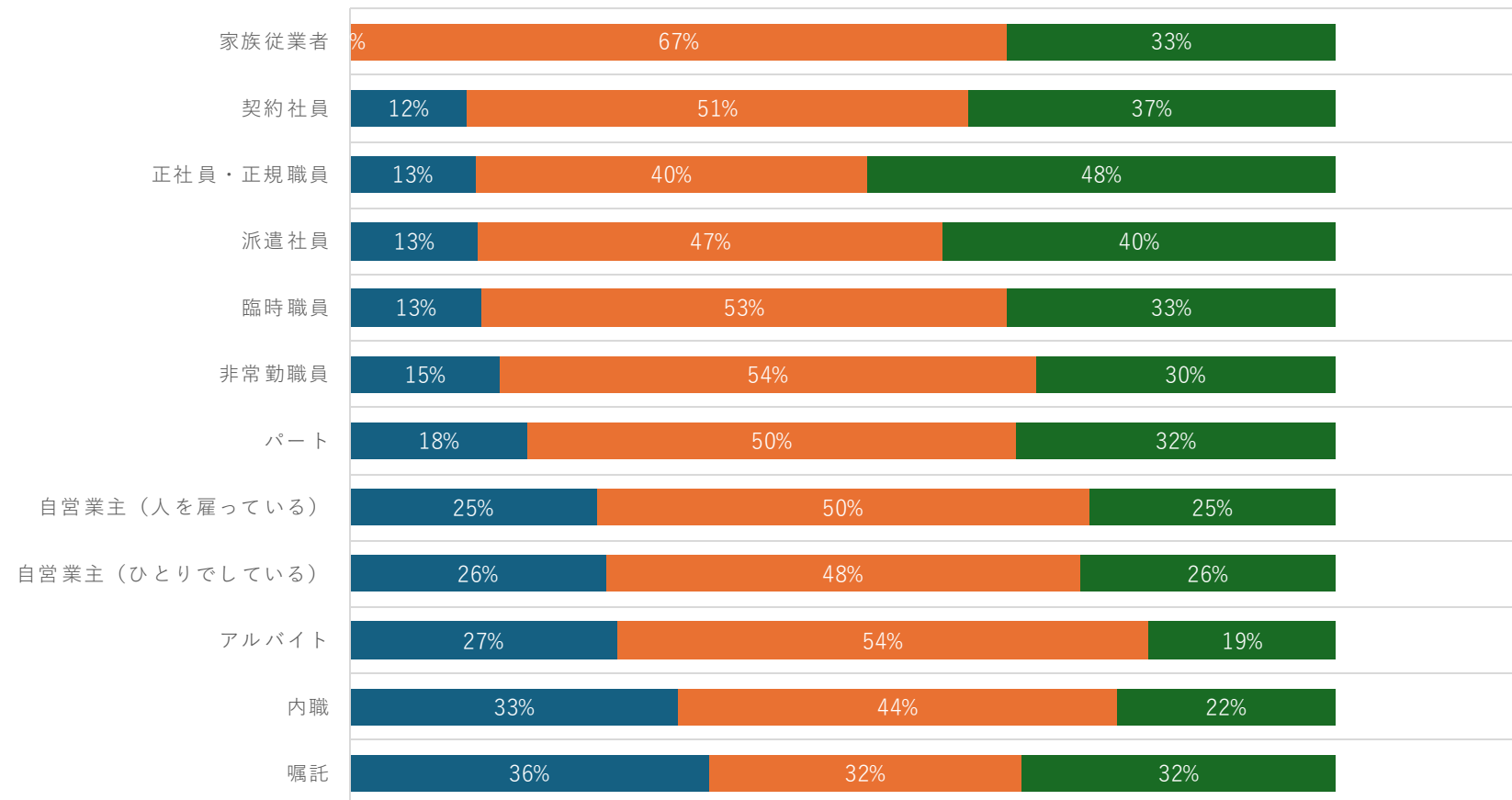
N=1729

- 収入の低いエリアに子供の数が多い家庭が集中している。子供が多いとフルタイムの職につきづらいということか。

# ④就業形態と親の食事回数

## 就業形態と親の食事回数の関係

■ 1食 ■ 2食 ■ 3食

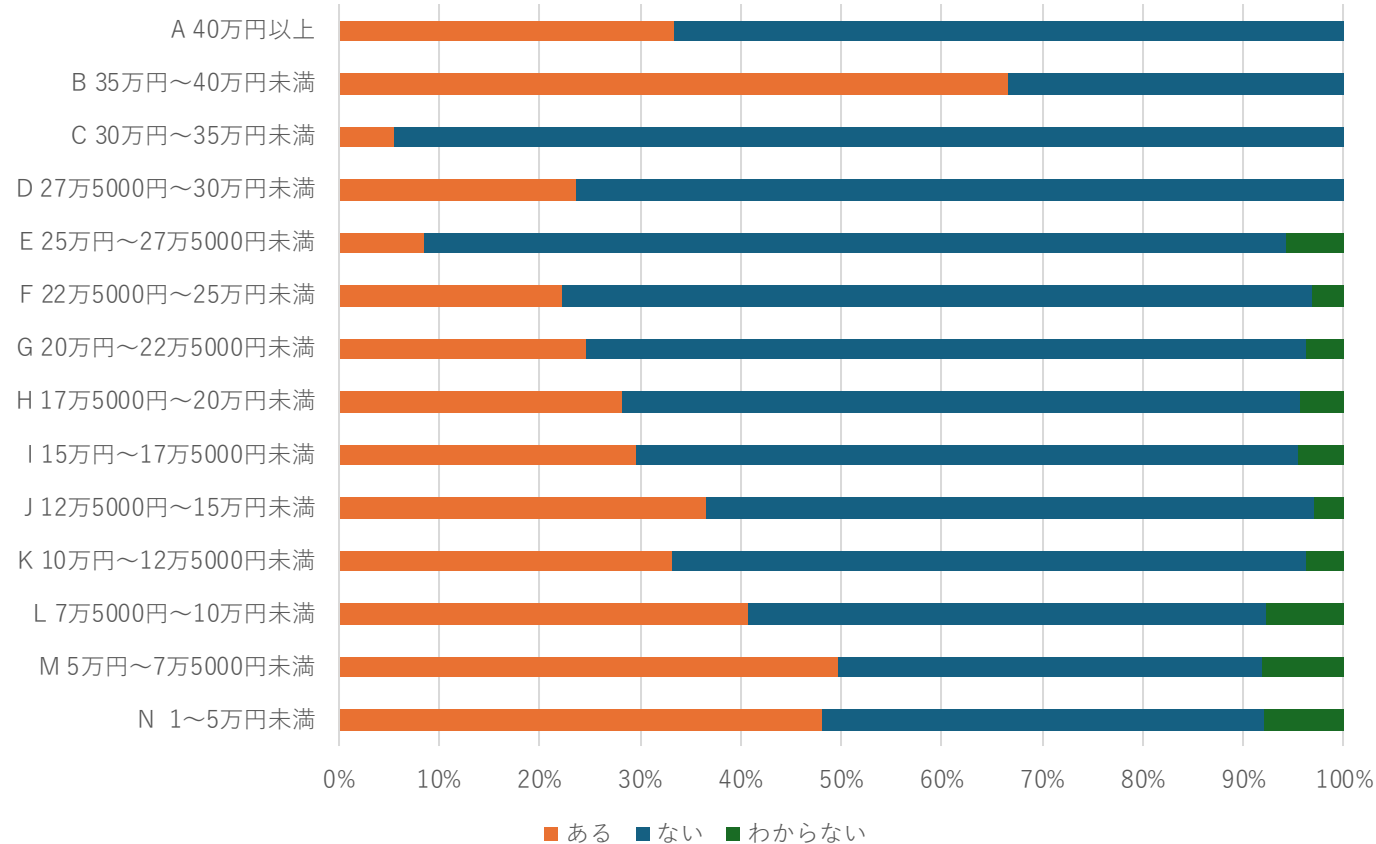


- 概ね、正規雇用→派遣→契約社員非正規雇用 といった順で食事回数が減少している。
- 就業形態→収入→食事回数 という因果関係が想定される。

n=1,727(全データ2,442のうち715は雇用形態の回答なしのため)

## ⑤収入と家賃、公共料金の滞納

収入と家賃・公共料金の滞納

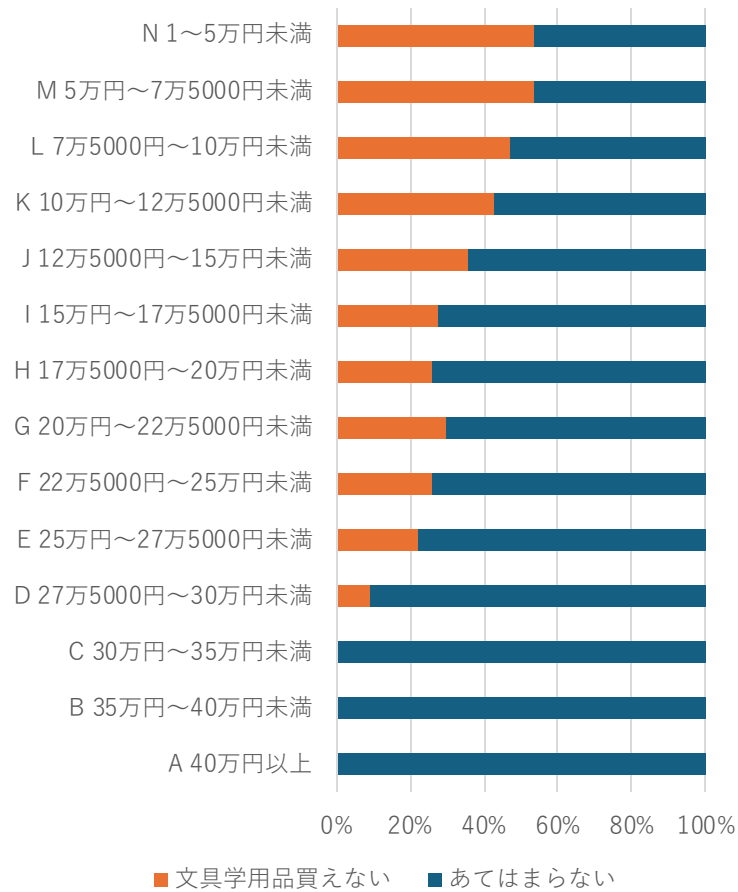


N=1729

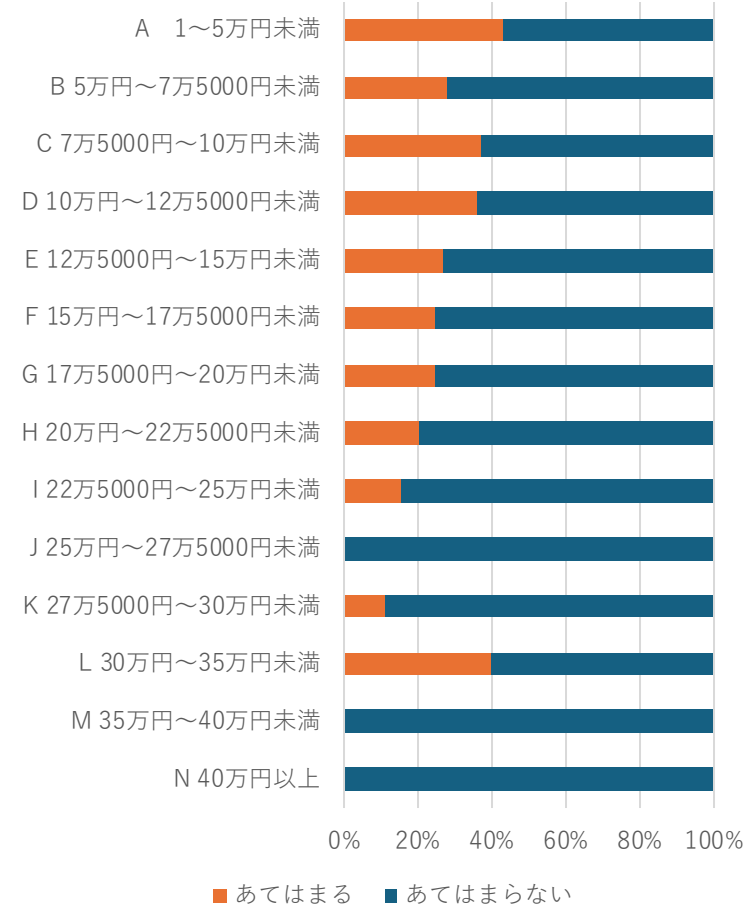
- 35万円以上はサンプル数が少ないため例外的と考える。
- 40万円以上のひとの滞納理由は「管理する時間と心の余裕がなかった」「収入が下がった(失職、欠勤、病休など)」
- 複数項目選択可能であったので、家賃、電気代、水道代、ガス代を分けて質問できると別に集計ができる。
- 項目の頭にアルファベットなどをつけると集計の時に楽

# ⑥収入と学校生活関連支出

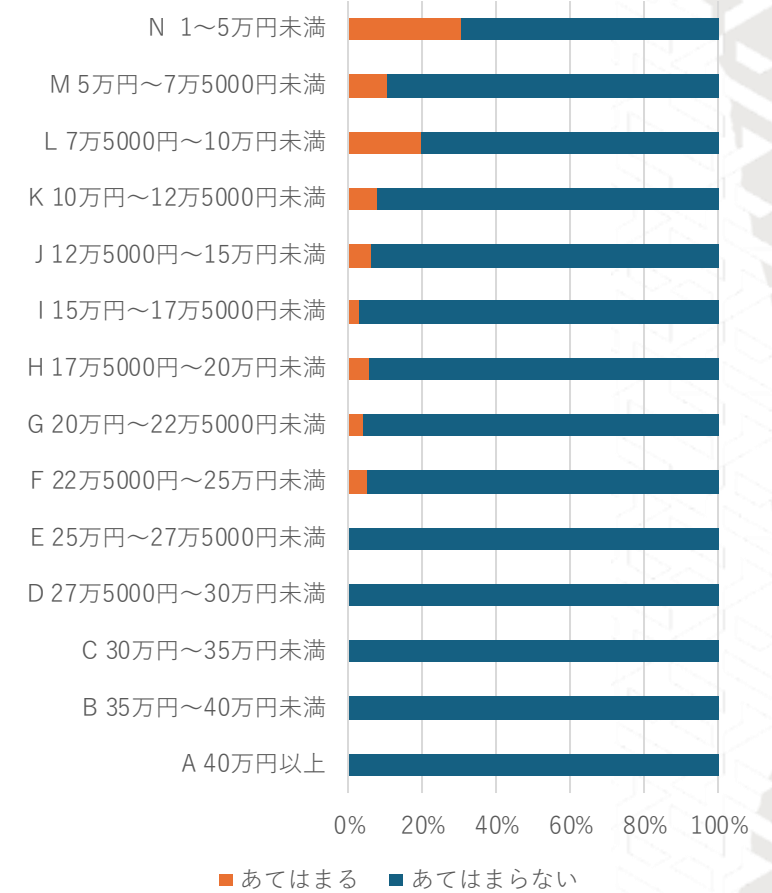
## 学用品文具が買えない



## 収入と部活費用



## 収入と修学旅行



n=1,729(全データ2,442のうち713は雇用形態の回答なしのため)  
「当てはまる」「当てはまらない」以外の回答は除いて集計

## アンケートの改善点1

- 2軸ピボットテーブルでの集計のしやすさを考えてアンケートの設計をすると良い。実際に、集計をしてみても、集計のし難い箇所に対して項目やデータ形式を改善すると良い。
- 複数回答可能にするとクロス集計がしにくいため、1番目の要因、2番目の要因というようにして、選択肢は単一にしたほうが集計はしやすくなる(資格など)
- 収入帯など順番で並べることが必要なものには、頭にアルファベットなどを入れると集計が楽になる。
- 月収ベースの方が回答しやすいと思われるが、最終的に、結果は年収ベースで表示できるように変換表があると良い。

## アンケートの改善点2

- 問51 修学旅行について「あてはまる、あてはまらない」といった意味不明な解答がある。2択で良いのでは？または「対象年齢に達していない」「参加できた」「参加できなかった」
- 問51 質問文章が長く、最後に「文具」「修学旅行」などがありウインドウに表示されにくいので、ピボットの前に、質問項目の一番前にこれらのワードを持ってくると便利。
- 子供の人数の選択肢は「8」→「8人」としておくと、加工の手間が減る。
- ピボットは集計セルをクリックすると該当するデータが全て表示されるので、グラフの該当箇所からコメントを吹き出しさせると具体性が増すと思われる。
- エクセルの相関係数が見えるデータ形式になるようにアンケートを設計するとより統計的な信頼性が高まると考える。

## 7. 教育支援について

根拠については次スライドに記載

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
7-1	就学援助制度を全国一律とし、私立小中学校も対象とし、通知方法は、学校において全員配布方式を徹底すること。また、民生委員の証明書を必要とする運用は廃止するよう徹底すること。また入学時の前倒し支給と同様に、修学旅行費の前倒し支給を推進すること。	<p>○SMF・他団体等:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの義務教育と高校進学にかかるお金ー就学援助制度の現状と課題_2021_4</li> <li>・こども家庭庁_令和3年_子供の生活状況調査の分析</li> </ul>	<p>○課題抽出: 充足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去アンケート+国の実態調査</li> <li>-ひとり親での就学援助制度利用率6割</li> <li>-制度を知らない・利用方法がわからない声</li> <li>・私立に関しては対策が進捗</li> </ul> <p>○課題原因の示唆: 一部不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当では民生委員の証明書の廃止に向けた動きがあるが、就学援助制度まで広がっていない</li> </ul>
7-2	コロナ感染症などによる一斉休校などの際は、就学援助世帯への給食費の返還あるいは昼食代援助をすること。	<p>○SMF:</p> <p>○他団体等:</p>	<p>○課題抽出: 不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題認識はある一方、コロナ前後の比較や、例年の長期休みでの支出変化などが数値としてはわかりにくい</li> </ul>
7-3	GIGAスクールの運用は、各家庭の経済状況とIT力の格差に配慮した経済援助・技術援助を行える体制をつくること。	<p>○SMF/他団体等:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭でのオンライン学習の課題_2021_2</li> <li>・セーブ・ザ・チルドレン_子ども給付金～新入学サポート2024～利用者アンケート調査結果</li> </ul>	<p>○課題抽出: 一部不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITリテラシー、時間・費用の制約に関し、定量的な課題抽出になっている</li> <li>・WiFi整備費用などについては負担がある現場はわかるものの、具体的な負担感がわからない</li> </ul>



# 参考:コメント根拠の資料

7-1

▼文部科学省白書2023 p57に詳しい

[https://www.mext.go.jp/content/20240719-mxt\\_oseisk01-000037016\\_08.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240719-mxt_oseisk01-000037016_08.pdf)

▼就学援助実施状況調査まとめ(文部科学省令和5年12月)

[https://www.mext.go.jp/content/20231221-mxt\\_shuugaku-000018788\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20231221-mxt_shuugaku-000018788_001.pdf)

▼シングルマザー調査プロジェクト【課題別レポート】子どもの義務教育と高校進学にかかるお金ー就学援助制度の現状と課題

[https://note.com/single\\_mama\\_pj/n/n97bedbf19b0b](https://note.com/single_mama_pj/n/n97bedbf19b0b)

▼こども家庭庁「令和3年 子どもの生活状況調査の分析」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html>

このうち、「2-4 支援の利用状況や効果等」で就学援助制度の利用率はひとり親世帯に限ると61.0%との記載。利用していない層でも、制度の対象外ではなく、制度を知らない・利用しにくいといった理由の親が約2割となった。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf/s2-4.pdf>

▼文部科学省 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業について(～令和3年)

同実証事業の結果をもとに「入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援」とのこと

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/detail/1385578.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1385578.htm)

▼児童扶養手当に関する民生委員の証明書事務の見直し

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000961780.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000961780.pdf)

※過去のSMFの調査でも児童扶養手当に関するこの手続きへのコメントが散見される

ただし、現在動きがあるのは児童扶養手当のみ。それを拡大するための働きかけがあっても良いかもしれない

7-2

▼コロナ禍における対応(対応自体は各自治体が行う)

[https://www.mext.go.jp/content/202000310-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202000310-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

7-3

▼シングルマザー調査プロジェクト【課題別レポート】家庭でのオンライン学習の課題

[https://note.com/single\\_mama\\_pj/n/nd73c7b749f8f](https://note.com/single_mama_pj/n/nd73c7b749f8f)

※配布状況については21年時点のもの。下記「義務教育段階における1人1台端末の整備状況(令和4年度末時点)」によれば99%の自治体が令和4年度に整備完了している。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/mext\\_00921.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_00921.html)

▼セーブ・ザ・チルドレン\_子ども給付金～新入学サポート2024～利用者アンケート調査結果

[https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/report-shinnyugaku\\_riyo2024.pdf](https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/report-shinnyugaku_riyo2024.pdf)

インターネット環境の整備などに関する言及あり

ヘルプデスク等の設置・強化は進められている(都道府県単位)が、タブレット利用の日常化への支援が主な目的  
WiFiの整備・費用負担などにかかるサポート、具体的にはポケットWiFiの貸与ラインの緩和などを求めていくことができると考えられる

## 7. 教育支援について

根拠については次スライドに記載

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
7-4	給食費の無償化を進めるとともに中学校の給食未実施地区をなくすこと。	<p>○SMF:</p> <p>○他団体等: 文科省_学校給食に関する実態調査_2024_6</p>	<p>○課題抽出: 充足</p> <p>○課題原因の示唆: 充足</p> <p>・目標としての共通認識はあるが、財源に不安(一部自治体では今後の継続に対する不安あり)</p>
7-5	高校生等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支払いは入学時あるいはせめて5月までとすること。また、入学金の納入期限を猶予すること。	<p>○SMF:</p> <p>・高校生 応援するよ! PJ_2022_3</p> <p>○他団体等: 子どもの義務教育と高校進学にかかるお金_2021_4</p>	<p>○課題抽出: 充足</p> <p>○課題原因の示唆: 一</p> <p>一次的な支払の負担感を視覚化できるとさらなる説得力につながる</p>
7-6	高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金の所得制限額を上げるとともに、在学時の給付制限の要件を緩和すること。	<p>○SMF:</p> <p>○他団体等:</p>	<p>○課題抽出: 一部不足</p> <p>所得制限自体は緩和傾向だが、ひとり親家庭の中間層以上での課題が不明瞭</p>
7-7	高校生に就学援助制度を創設すること。学校指定の学用品は必要性を考慮し最小限にすること。また、PCやタブレット購入に当たっては支援が必要な家庭に配慮し、貸出機の貸与にあたっては個人のプライバシーに配慮すること。	<p>○SMF:</p> <p>○他団体等: セーブザチルドレン_新入学サポート2024実施結果_2024_6</p>	<p>○課題抽出: 一部不足か</p> <p>・PC・タブレットの負担への理解あるが、財源不足で課題再燃の懸念</p> <p>・貸与については周知・運用の不足</p>

# 参考:コメント根拠の資料(1/2)

7-4

現在の状況については下記が詳しい

▼山下慶洋氏一学校給食費の無償化をめぐる主な動向(2023年)

[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2023pdf/20231101165.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2023pdf/20231101165.pdf)

▼文部科学省の調査

<https://www.mext.go.jp/content/20240612-mxt-kenshoku-000036402-1.pdf>

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa05/kyuushoku/mext\\_02772.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa05/kyuushoku/mext_02772.html)

※23年6月閣議決定のことも未来戦略方針で給食費無償化に向けた調査を実施。4割の自治体で無償化が進められているという結果結果に基づく課題整理と具体策検討を行うとのこと。財源の拠出元などに課題はあるものの、目標としての共通認識はあると思われる未実施(公立)については、他施設での供給、地理的理由・財政的理由が上がっている(原因はわかっているが手当てできるかという意味では少し疑問)

▼今後への懸念

<https://www.asahi.com/articles/ASS6C42KQS6CUTIL029M.html>

上記記事によると無償化については実施する自治体が増えている一方で、財源が続かず取り止める自治体も出てきているとのこと

7-5

▼シングルマザー調査プロジェクト【課題別レポート】子どもの義務教育と高校進学にかかるお金ー就学援助制度の現状と課題

[https://note.com/single\\_mama\\_pj/n/n97bedbf19b0b](https://note.com/single_mama_pj/n/n97bedbf19b0b)

▼高校生応援するよPJ

<https://www.single-mama.com/wp/wp-content/uploads/2022/03/c0b9f0cba9d7fd4279c6ec8d57cf3b66.pdf>

これらで集計している支出に、貯金・年収等を加えたクロス集計があるとさらなる説得力につながる

(実際の負担がどれほど家計に影響を与えているかを可視化できる)

▼セーブ・ザ・チルドレン「高等学校等における私費負担の軽減に向けて」(具体的な支出額には言及がないが、参考)

[https://www.mext.go.jp/content/20240912-mxt\\_00036-000037873\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240912-mxt_00036-000037873_2.pdf)

## 参考:コメント根拠の資料(2/2)

7-6

進学率については、子ども家庭庁の「全国ひとり親世帯等調査」の結果にある(大学等へ66.5%)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725\\_councils\\_shingikai\\_hinkon\\_hitorioya\\_6TseCaln\\_05.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf)

### ▼高等教育の修学支援新制度の現状について

[https://www.mext.go.jp/content/20240523-mxt\\_gakushi01-000034527\\_7.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240523-mxt_gakushi01-000034527_7.pdf)

多子世帯や理工農系選択者には拡大している(予定含め)が、それ以上には広がっていない

→ひとり親家庭の中間層の負担について明確にできると動かし材料になる

キッズドア\_困窮家庭の大学進学アンケート\_2022\_4(対象は世帯年収200万未満で制度の対象)

[https://kidsdoorfund.com/wp-](https://kidsdoorfund.com/wp-content/uploads/2022/04/202204%E8%A8%98%E8%80%85%E9%85%8D%E5%B8%83_%E5%9B%B0%E7%AA%AE%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E3%81%AE%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%80%B2%E5%AD%A6%E8%AA%BF%E6%9F%B%E7%B5%90%E6%9E%9C%E3%81%A8%E6%8F%90%E8%A8%80_HP%E5%90%91%E3%81%91.pdf)

[content/uploads/2022/04/202204%E8%A8%98%E8%80%85%E9%85%8D%E5%B8%83\\_%E5%9B%B0%E7%AA%AE%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E3%81%AE%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%80%B2%E5%AD%A6%E8%AA%BF%E6%9F%B%E7%B5%90%E6%9E%9C%E3%81%A8%E6%8F%90%E8%A8%80\\_HP%E5%90%91%E3%81%91.pdf](https://kidsdoorfund.com/wp-content/uploads/2022/04/202204%E8%A8%98%E8%80%85%E9%85%8D%E5%B8%83_%E5%9B%B0%E7%AA%AE%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E3%81%AE%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%80%B2%E5%AD%A6%E8%AA%BF%E6%9F%B%E7%B5%90%E6%9E%9C%E3%81%A8%E6%8F%90%E8%A8%80_HP%E5%90%91%E3%81%91.pdf)

生活費を得るために勉強が滞ることに対する言及ある(※不安を感じるという、予測ベースでの回答)

7

### ▼セーブ・ザ・チルドレン\_子ども給付金～新入学サポート2024～利用者アンケート調査結果

[https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/report-shinnyugaku\\_riyo2024.pdf](https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/report-shinnyugaku_riyo2024.pdf)

最新の費用負担状況はこちらに詳しい(ただし、具体的な支出金額の言及は少ない)

### ▼報道によると、財源としていたコロナ交付金が尽き、現在は端末購入支援に関する対応は自治体によってまばら

<https://www.ktv.jp/news/feature/241108-tablet/>

一方、公立高校向けの貸出端末が利用されていない現状もあり、国の支援そのものがチグハグな印象を受ける

<https://www.asahi.com/articles/ASSBH1630SBHUTIL00KM.html>

### ▼「高校生等への修学支援」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

なお、就学援助制度の創設(就学支援金制度と奨学給付金に分かれていることを変えようという動き)は観測できない

[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2013pdf/20131202044.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2013pdf/20131202044.pdf)

上記に「義務教育段階で行われている要保護及び準要保護世帯への教育費負担の軽減策である就学援助制度を参考として、成績要件等が定められている現行の貸与型奨学金とは異なる制度として、低所得世帯への新たな支援となる「奨学のための給付金」を創設したいとしている」とあるため。

## 7. 教育支援について

根拠については次スライドに記載

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
7-8	不登校児童の増加に伴いフリースクール等の多様な学びを推進し、授業料の補助をおこなうこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SMF: なし</li> <li>○他団体等: 東京都教育委員会_フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業報告書_2024_8</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題抽出: 充足</li> <li>・一方、支援自治体は41にとどまる</li> <li>○課題原因の示唆: ひとり親家庭/各地方での課題は見えにくい(貧困と不登校との関わりについては一定理解はある)</li> </ul>
7-9	学習支援や習い事など学校外の学びについて、国と自治体が連携して取り組むこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SMF: なし</li> <li>○他団体等: チャンス・フォー・チルドレン_渋谷スタディクーポン事業_最終評価報告書_2020_2 同_子どもの「体験格差」実態調査 最終報告書_2023_7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題抽出: 充足</li> <li>○課題原因の示唆: 充足</li> </ul>

### 観点1: 総括/まとめ

- 実施に向けて国が動いている施策も少なくない一方、自治体の財源がコロナ交付金であるケースでは継続性に向けた訴えが不可欠
- 支援世帯を上回る世帯に関して実態が見えにくい  
(民間団体の就学援助でも支援対象になりにくい/しづらいことからアンケートの機会が少ないとみられる)
- そもそも制度が複雑でわかりにくく、付随する課題も見えにくい。特に高校生以上の支援については必要とする層に対しても周知が薄い
- 一次負担(入学にかかる諸費用や端末代など)について、負担が大きいことは各種アンケートから読み取れるが、実際にどれくらいの負担か、家計をどの程度圧迫しているか直感的にはわかりづらいので、世論を動かす根拠としては弱い部分もある

## 参考:コメント根拠の資料

7-8

▼不登校支援について(フリースクール推進についてはp2など)

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/e9006626-c775-4899-bbc5-580b8028c311/887c8779/20230510\\_councils\\_kodomo\\_seisaku\\_kyoubi\\_S7m2hTQa\\_06.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e9006626-c775-4899-bbc5-580b8028c311/887c8779/20230510_councils_kodomo_seisaku_kyoubi_S7m2hTQa_06.pdf)

▼支援を行う自治体は41

<https://r.yodaka.org/wp-content/uploads/2024/07/240721.pdf>

自治体によって対応がまばら。交通費を含めて支援を行う自治体、授業料に対する支援を行う自治体、全く支援のない自治体...

▼東京都教育庁「フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業報告書」

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/files/truancy\\_and\\_dropout/2024outline.pdf](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/files/truancy_and_dropout/2024outline.pdf)

※保護者の年収レンジが幅広だが、費用負担に関する言及はある(p4)

※不登校児童数については文科省が毎年調査

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)

支援策

[https://www.mext.go.jp/content/211006-mxt\\_jidou02-000018318-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/211006-mxt_jidou02-000018318-1.pdf)

## 7.教育支援について

背景については次スライドに記載

項番	行動計画/団体主張	提案するアンケート項目/形式
7-1	就学援助制度を全国一律とし、私立小中学校も対象とし、通知方法は、学校において全員配布方式を徹底すること。また、民生委員の証明書を必要とする運用は廃止するよう徹底すること。また入学時の前倒し支給と同様に、修学旅行費の前倒し支給を推進すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題抽出アンケート 「民生委員の証明書にかかる負担について」</li> <li>・負担感（心理・時間）について</li> <li>「修学旅行費について」</li> <li>・修学旅行費（実際の負担額）・貯金・年収でクロス集計</li> </ul>
7-2	コロナ感染症などによる一斉休校などの際は、就学援助世帯への給食費の返還あるいは昼食代援助をすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○説得力補強 「コロナ禍の実態/平時との差に関する遡及調査」</li> <li>・従来のパネル調査などで時期ごとの変化を集計。年収・地域でクロス集計。コロナ禍全体のほか、例年における長期休みとそれ以外の差を明らかできるとなおよ</li> </ul>
7-3	GIGAスクールの運用は、各家庭の経済状況とIT力の格差に配慮した経済援助・技術援助を行える体制をつくること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課題抽出アンケート 「22年以降の状況について」</li> <li>・端末・WiFi整備状況とその負担について、年収・地域とクロス集計が取れる形で調査</li> </ul>
7-4	給食費の無償化を進めるとともに中学校の給食未実施地区をなくすこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○説得力補強 「無償化の有無による負担の違い」</li> <li>・食費の負担・食事回数等について、無償化の有無を明らかにしたうえでアンケート</li> </ul>

## 参考:コメント根拠の資料

7-1

「民生委員の証明書にかかる負担について」

児童扶養手当から対象を広げていくために、定性的なコメントだけでなく、より定量的なアンケートを行うことで説得力が増すか

「修学旅行費について」

修学旅行費に限らないが、特定の一時支出の負担を可視化する際、シングルマザー調査プロジェクト「【課題別レポート】子どもの義務教育と高校進学にかかるお金ー就学援助制度の現状と課題」などで集計している貯蓄状況、支出状況を年収とクロス集計することで、支援の必要性(必要な層)より浮かび上がらせることができる

7-2

コロナ禍における課題認識はあった。コロナ禍前後での、年収や地域と、貯蓄・食費等生活費の推移をクロス集計で見えていくことで、例年の長期休み(夏休みなど)の影響を含めてより説得力のある形で可視化できると予想

7-3

インターネット環境の整備について、費用負担の実質額を年収(収入)とクロス集計すると、具体的な貸与ラインの緩和などの話に繋げやすい

7-4

国は方向性として無償化を向いていると思うので、優先順位は高くないかもしれないが無償化の有無による差(地域差)を明確化できると動きを加速できると考えられる



**7.教育支援について**

背景については次スライドに記載

項番	行動計画/団体主張	提案するアンケート項目/形式
7-5	高校生等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支払いは入学時あるいはせめて5月までとすること。また、入学金の納入期限を猶予すること。	○説得力補強 「一時負担の可視化」 ・入学にかかる支出・貯金・年収でクロス集計
7-6	高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金の所得制限額を上げるとともに、在学時の給付制限の要件を緩和すること。	○課題抽出アンケート 「ひとり親世帯の中間層での負担の可視化」 ・年収レンジ380万以上～での負担について、学費以外を含めてアンケート 「給付制限の要件の負担感に関する定量アンケート」 ・アルバイト量・勉強時間・親の収入・貯蓄をアンケートし、クロスで集計
7-7	高校生に就学援助制度を創設すること。学校指定の学用品は必要性を考慮し最小限にすること。また、PCやタブレット購入に当たっては支援が必要な家庭に配慮し、貸出機の貸与にあたっては個人のプライバシーに配慮すること。	○課題抽出アンケート 「機器の貸与に関する利用実態」 ①貸与の認知、利用経験の有無（無しの場合は理由を含め） ②年収、機器利用にかかった費用とともにアンケートしクロス集計
7-8	不登校児童の増加に伴いフリースクール等の多様な学びを推進し、授業料の補助をおこなうこと。	—

## 参考:コメント根拠の資料

7-7

- ①貸与端末が使用されていない現状の原因分析→貸与方法やライン、広報などの見直しにつながる可能性
  - ②そもそも端末購入にかかる支援の必要性について、コロナ後の現在、実際にかかる費用と年収をクロス集計（自治体による対応差を考えると地域も入れてよいと思われる）
- ※他団体含め具体的な支出金額に関する調査は少ない

7-8

SMFへの提案には入らないが、不登校児の数、フリースクールの利用状況、費用負担(と年収)、自治体(援助の有無を明らかにする意味)といった要素をクロスで集計できると、不登校児が多い割にフリースクールの利用が進んでいない地域で援助がないなどの差を明らかにできるか。

**7.教育支援について**

項番	行動計画/団体主張	提案するアンケート項目/形式
7-9	学習支援や習い事など学校外の学びについて、国と自治体が連携して取り組むこと。	—

**観点2:総括/まとめ**

- 省庁案に記載のない部分、財源や手続き上後回しにされている項目に訴求できるアンケート設計を狙う
- ・一人ひとりの声もちろん大事だが、数があるということが動かすきっかけになる。また、社会からの理解も得やすい
  - 特に一時負担や高校における端末の個人購入といった大きな支出に関しては、見える化するだけで効果が得られやすいと思われる

### 観点3: アンケート結果広報がニュースリリース化されている時期の集計

## 7. 教育支援について

項番	行動計画/団体主張	他団体等による過去アンケート有無/時期	推奨時期/優先度
7-1	就学援助制度を全国一律とし、私立小中学校も対象とし、通知方法は、学校において全員配布方式を徹底すること。また、民生委員の証明書を必要とする運用は廃止するよう徹底すること。また入学時の前倒し支給と同様に、修学旅行費の前倒し支給を推進すること。	—	—
7-2	コロナ感染症などによる一斉休校などの際は、就学援助世帯への給食費の返還あるいは昼食代援助をすること。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やや関心が薄いと思われる</li> <li>・コロナ禍では文科省通知のもと実施</li> </ul>
7-3	GIGAスクールの運用は、各家庭の経済状況とIT力の格差に配慮した経済援助・技術援助を行える体制をつくること。	<p>○他団体アンケート</p> <p>セーブ・ザ・チルドレン 子ども給付金～新入学サポート2024～利用者アンケート調査結果_2024_7</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIGAスクール構想への関心は一年中高い</li> <li>・交付金による無償貸与の終了の懸念がかなり取り上げられており、今が一番旬ともいえる。アンケートを行うのもいいが、現在の年収・貯蓄ごとに、無償でなくなった場合の費用負担(平均)を可視化するだけでも説得力はありそう</li> </ul>

### 観点3: アンケート結果広報がニュースリリース化されている時期の集計

#### 7. 教育支援について

項番	行動計画/団体主張	他団体等による過去アンケート有無/時期	推奨時期/優先度
7-4	給食費の無償化を進めるとともに中学校の給食未実施地区をなくすこと。	○他団体アンケート 学校給食に関する実態調査_2024_6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題自体は理解されており、文科省の実態調査も出ている。自治体側の動きも活発</li> <li>・こうした流れを汲んで一般世論の形成に動くのであれば今年度は契機</li> </ul>
7-5	高校生等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支払いは入学時あるいはせめて5月までとすること。また、入学金の納入期限を猶予すること。	—	—
7-6	高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金の所得制限額を上げるとともに、在学時の給付制限の要件を緩和すること。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多子世帯等への支援拡大が話題となっているので、そこからあぶれる世帯に関する調査・広報は24～25年度に行うことで関心が得やすいのでは</li> </ul>
7-7	高校生に就学援助制度を創設すること。学校指定の学用品は必要性を考慮し最小限にすること。また、PCやタブレット購入に当たっては支援が必要な家庭に配慮し、貸出機の貸与にあたっては個人のプライバシーに配慮すること。	—	—

## 観点3: アンケート結果広報がニュースリリース化されている時期の集計

### 7. 教育支援について

項番	行動計画/団体主張	他団体等による過去アンケート有無/時期	推奨時期/優先度
7-8	不登校児童の増加に伴いフリースクール等の多様な学びを推進し、授業料の補助をおこなうこと。	○他団体アンケート ・東京都教育委員会_フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業報告書_2024_8	・不登校が増加していること自体への関心は年々高まっている状況 ・不登校と貧困の関係、そこから、ひとり親での実態までを体系的に主張できると説得力につながるか
7-9	学習支援や習い事など学校外の学びについて、国と自治体が連携して取り組むこと。	○他団体アンケート チャンス・フォー・チルドレン_渋谷スタディクーポン事業_最終評価報告書_2020_2 同_子どもの「体験格差」実態調査_最終報告書_2023_7	

### 観点1～3: 総括/まとめ

- ・修学旅行費や高校の入学金といった一時的な支出による苦しい状況については、年収や貯蓄と支出のクロス集計で得られる効果が高いと推測できる。また、そうした一時支出の推移(子どもが小学生～大学など、時間変化)を追うことができれば、一次負担の積み重なりがどのように家計に影響するのか、より伝わりやすい形になると考えられる。
- ・政府の施策の施行タイミングなどをもとに、説得力を強化したい部分や、関心の高いトピックスにスポットを当てていくと効果が得やすいと思われる

**1.児童扶養手当制度等について**

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
1-1	困窮するひとり親世帯の子どもたち一人ひとりの育ちを応援するため、物価高騰や社会情勢に合わせて児童扶養手当の支給額を見直し、児童扶養手当は子ども1人5万円とするよう拡充すること。	MUFJ令和5年度子ども・子育て支援等推進調査(受給資格認定の困難事例、現況届対面実施の原則見直しについての運用実態及び課題の把握の調査)	1-1~1-4, 1-6~1-8に対する支給額の見直し等に対するアンケート調査は、一般社団法人ひとり親支援協会が2023年2月に実施した「児童扶養手当の所得制限に関する調査」がある。
1-2	児童扶養手当制度と年金の子ども加算を子どもが20歳の誕生日までに延長すること。		
1-3	児童扶養手当の支給がない長期休暇の8月及び12月に経済支援等の対策を講じること。		
1-4	児童扶養手当の全部支給の所得制限を収入ベース240万円に上げること。一部支給の所得制限を収入ベース480万円とすること。		
1-5	児童扶養手当の窓口で事実婚の通知による事実婚の定義を改める。また運用を改善し「相談しやすい窓口」「プライバシーが守られる窓口」をつくり、窓口ハラスメントをなくすとともに、郵送・プッシュ型の申請や現況届ができるようにすること。	MUFJ令和5年度子ども・子育て支援等推進調査	

令和5年12月、公益財団あすのば、認定非営利活動法人キッズドア、シングルマザーサポート団体全国協議会、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン連名で、子どもの貧困対策推進議員連盟に、「ひとり親への児童扶養手当の増額と所得制限の緩和を」要望を提出した。

**1. 児童扶養手当制度等について**

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
1-6	児童扶養手当の基準となる所得と扶養親族を勘案する際、扶養親族数の増加や家計急変があった場合は、就学支援制度のように現況を優先し支給していくこと。		
1-7	児童扶養手当の扶養義務者の所得制限を600万円に緩和すること。		
1-8	物価高騰や賃上げ等、社会情勢に合わせて給付金の支給を迅速に検討すること。		

・「児童扶養手当の所得制限に関する調査」では、要望として3点「児童扶養手当の所得制限の緩和」「児童扶養手当の増額」「卒業・入学・新学期シーズンに合わせすべての子育て世代へ給付金支給を」あげている。

・「ひとり親への児童扶養手当の増額と所得制限の緩和を」の要望では、「日本のひとり親家庭の貧困率は44.5%と高く(2021年「国民生活基礎調査」)児童扶養手当の給付は命綱となっているが、長年にわたり、児童扶養手当の支給額は、物価による増減はあったものの増額されていない。一方で、低所得のひとり親世帯の窮乏は、非常に深刻で、子ども一人あたりの支給額の増額が必要である。また、児童扶養手当の厳しい所得制限が、ひとり親の就労抑制となっている。

児童扶養手当の増額と、所得制限の緩和について要望「満額支給の1万円増額、子ども2人、3人以上の多子加算額の1万円増額、満額支給の所得制限(収入ベース160万円から200万円)及び一部支給の所得制限(365万円から400万円)の改訂を要望している。

※ 児童扶養手当の所得制限緩和や見直し等について随時要望が提出されている。児童扶養手当は1961年の制度創設以来、第一子支給金額と第二子・第三子以降の加算額は同等ではない。

児童扶養手当の児童均等型ではない状況は解消されていないことから、所得保障としての児童扶養手当の限界がある。このことから、現金支給の児童扶養手当だけでなく、ひとり親世帯への様々な現物支給、サービス活用等の充実を図るための提言をしていくべきであると考えます。



# 「ひとり親への児童扶養手当の増額と所得制限の緩和」提言

令和5年12月11日

子どもの貧困対策推進議員連盟御中

## ひとり親家庭への児童扶養手当の増額と所得制限の緩和を

公益財団法人あすのば  
認定特定非営利活動法人キッズドア  
シングルマザーサポート団体全国協議会  
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

日本のひとり親家庭の貧困率は、44.5%と高く（令和3年「国民生活基礎調査」）、児童扶養手当の給付は、命綱となっています。しかし長年にわたり、児童扶養手当の支給額は、物価による増減はあったものの増額されておられません。一方で、低所得のひとり親世帯の窮乏は、非常に深刻であり、子ども一人あたりの支給額の増額が必要です。

また、児童扶養手当の厳しい所得制限が、ひとり親の就労抑制となっています。ひとり親世帯の自立促進のためにも、所得制限の緩和が求められています。

児童扶養手当の増額と所得制限の緩和について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

### 要望項目

- 児童扶養手当の子どもひとりの満額支給を1万円増額し、4万4140円（令和5年4月以降）を、5万4140円とすること。
- 児童扶養手当の子ども2人、3人以上の多子加算額も、それぞれ1万円増額すること。
- 児童扶養手当の満額支給の所得制限を現行の160万円から200万円（収入ベース）とし、一部支給の所得制限を現行の365万円から400万円（収入ベース）とすること。

	子ども1人		子ども2人		子ども3人	
	現行	改定	現行	改定	現行	改定
満額支給 (全部支給)	¥44,140	¥54,140 (1万円増)	¥54,560	¥74,560 (2万円増)	¥60,810	¥90,810 (3万円増)

【参考資料】  
最低賃金は、40年前に比べ2.44倍に増えたが、児童扶養手当は、40年前に比べ1.35倍で、20年前から2,140円しか増えていない。

	1983年 (S58年)	2003年 (H15年)	2023年 (R5年)
児童扶養手当 (満額支給・子ども1人)	¥32,700	¥42,000	¥44,140
最低賃金 (全国加重平均額)	¥411	¥664	¥1,004
	100	162	244

令和5年12月、公益財団法人あすのば、認定非営利活動法人キッズドア、シングルマザーサポート団体全国協議会、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン連名で、子どもの貧困対策推進議員連盟に、「ひとり親への児童扶養手当の増額と所得制限の緩和を」要望を提出した。

## 2.別居中の母子の支援策について

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
2-1	離婚成立前(別居中)の児童手当は同居親に支給されること、DV被害等で住民票を移していない場合でも、条件が整えば支給されることについて、情報提供と運用を徹底すること。特に配偶者の扶養に入っている場合も実態に即して対応すること。	2020年11月ひとり親支援団体と研究者からなる「別居中・離婚前のひとり親家庭」実態調査プロジェクトチームによるWEBアンケート調査(就労収入200万円未満が71.8%と厚労省調査より経済的に困窮。別居期間1~4年)	左記アンケート結果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当は父母が離婚協議中等により別居している場合は、児童と同居者に優先的に支給されるが、別居中・離婚前のひとり親家庭の18.1%が受け取れていない。</li> <li>・制度の周知(受給者変更できることを知らない人約4割)、制度の運用(別居中の相手と生計が同一でないことの証明が難しいために同居親優先の原則が適用されていない)に課題</li> </ul>
2-2	離婚成立前(別居中)の世帯にも、児童扶養手当や医療費助成が受けられるようにすること。東京都中野区実質ひとり親支援給付事業を先行例として、別居中の実質ひとり親世帯への支援を拡充すること。なお、2022年3月通達の児童扶養手当にかかる「遺棄」認定基準の理解の徹底を自治体に求める。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁発出の事務処理通知(「協議離婚中の者に係る児童手当等の認定」「児童扶養手当遺棄の認定基準」等)の遵守の徹底</li> <li>・2012年2月「児童相談所及び市町村の職員研修の充実」に則り、職員の研修参加の機会を確保する必要</li> </ul>

## 観点1: 団体が定める10分野に関連するアンケートの結果広報内容、論調と団体主張の差異分析

### 観点1: 総括/まとめを記述

- ① 受付窓口での対応が重要である。生活に直面する相談や内容の場合は市役所に行きにくい。  
利用者の目線に立ちながら、**頼れる関係性**を作る意識が必要である。  
接客、電話対応でのマナー、言葉遣い・態度など声のトーンや傾聴方法の工夫などコミュニケーションの工夫を図るための研修を十分に行う必要がある。  
・聞き取りした内容を聞くだけにとどまらず、必要に応じて関係各課や関係機関(就学援助、生活困窮、子育て)につながるよう、利用者に伴走支援する体制づくりが必要である。  
・個人のスキル向上だけに頼るのは限界があるので、業務マニュアルの作成と徹底、職員異動の際の**利用者対応に関する引き継ぎ**も行われるよう、**個々人のスキルを超えた組織的な支援体制の構築**が必要である。
- ② 「ひとり親家庭への総合的な支援のための窓口強化事業」「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」  
「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業」  
特に、IT機器等を活用した親のワンストップ相談体制の強化に対面での寄り添い支援

### 3.仕事と子育ての両立ができる支援施策について

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
3-1	ひとり親や離婚前別居子育て世帯が子育てと仕事が両立ができるよう <u>ひとり親家庭日常生活支援事業の予算を大幅に拡充</u> し、また委託先を再考し、利用時間や利用可能曜日等の自治体間の格差を解消し、 <u>全国で使える制度</u> にすること。あるいはファミリーサポート事業の減免措置と自治体を選択できるようにすること。こども家庭庁は本事業が活用をなされているかについて <u>実態調査を行い、結果を基に上記の改善を行うこと。</u>	「ひとり親家庭日常生活支援事業者当事者調査」 主体: 当該団体 時期: 2024年 ・「実利用者数」の少なさ ・「利用格差」が生じている ・一方で「制度が無い」、「縮小運用している」自治体の存在を明らかにしている  他団体によるアンケートは見つからず。	○課題抽出: 充足 ・利用率の極端な低さ (児童扶養手当受給者数の0.29%の利用件数) ・政令指定都市(100%)/一般市町村(57.4)間自治体間の実施格差 ○課題原因の示唆: 不足 ・広報の不足原因は何か ・支援団体/支援員の不足原因は何か

#### 観点1: 総括/まとめ

##### 1. アンケート内容の実施意義

- ・「ひとり親家庭日常生活支援事業」の利用履歴があるひとり親向けの質問項目にて「役に立った」(54%) + 「まあ役に立った」(34%)の回答を得ており、制度、支援内容の有効性は引き出せていると思える。
- ・一方、他ひとり親支援団体による問題の指摘、類似のアンケートはネット調査上で見つけられなかった。社会的課題としての認知不足を感じる。

##### 2. アンケートによる課題原因の想起

- ・実施利用者数の少なさを「広報不足」(知らなかった: 64%)である原因に求めており、今後の課題として提言している。
- ・「知っている: 36%」のうち、「利用したことが無い: 80%」の原因についてはアンケート項目が無い。

# 観点1: 団体が定める10分野に関連するアンケートの結果広報内容、論調と団体主張の差異分析

## こども家庭庁:2023年資料

### ひとり親家庭等日常生活支援事業【昭和50年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算:162億円の内数(160億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

○ 母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

#### 2 事業の概要・スキーム

○ 修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。

##### (1) 一時的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由
- ・ 疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由

##### (2) 定期的に生活援助、保育等のサービスが必要な場合

- ・ 就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等(乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。)

➢ 生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜(例えば、食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物)を行う

➢ 保育等のサービスは、乳幼児の保育こどもの生活指導などを行う



○ 実施場所:生活援助…ひとり親家庭等の居宅

保育等のサービス…家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

#### 3 実施主体等

	【補助基準額】		
【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村(事業の一部を民間団体等に委託可)	1 事務費分	1か所当たり	4,128千円
【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2	2 派遣手当分	1時間当たり	
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	①子育て支援		②生活援助
【R3実績】実件数 2,663件	(深夜、早朝以外9:00~18:00)	900円	(深夜、早朝以外9:00~18:00)
延べ件数 23,305件	(深夜、早朝)	1,120円	1,860円
	(講習会会場)	1,350円	(深夜、早朝)
	(宿泊分)	4,480円	(移動時間)
	(移動時間)	1,860円	1,860円
			25

#### 支援内容のデータ不足

- 支援メニューごとの利用実態が見えない
- 利用者側の要望、支援内容が見えない

#### 利用データの不足

- 利用件数が少ないことが触れられていない
- 地域ごとの利用実態が見えない
- 委託先団体、事業者の状況が見えない

出典: 令和5年4月 こども家庭庁支援局家庭福祉課「ひとり親家庭等の支援について」

**地域間格差(支援内容):「ひとり親」に対する支援格差となり、調査結果から政策提言を進める**  
**事業者/家庭生活支援員アンケートの実施: サービス提供者側の声無く、今後実施していく**

### 3.仕事と子育ての両立ができる支援施策について

項番	行動計画/団体主張	提案するアンケート項目/形式
3-1	<p>ひとり親や離婚前別居子育て世帯が子育てと仕事が両立ができるよう<b>ひとり親家庭日常生活支援事業の予算を大幅に拡充</b>し、また委託先を再考し、利用時間や利用可能曜日等の自治体間の格差を解消し、<b>全国で使える制度</b>にすること。あるいはファミリーサポート事業の減免措置と自治体が選択できるようにすること。こども家庭庁は本事業が活用をなされているかについて<b>実態調査を行い、結果を基に上記の改善を行うこと。</b></p>	<p>○課題抽出アンケート 「ひとり親」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「知っている」/「利用したことが無い」：理由</li> <li>・「知っている」/「利用有」：支援内容ニーズ「提供自治体」</li> <li>・「利用件数無し」：広報方法について</li> <li>・「利用件数無し」：利用者ニーズの把握有無</li> <li>・「利用件数無し」：事業者/生活支援員の確保数「事業者/生活支援員」</li> <li>・「利用件数低」：提供する支援メニュー</li> <li>・「利用件数低」：提供金額</li> </ul>

#### 観点2:総括/まとめ

##### 1.ひとり親日常生活支援事業の予算大幅拡充

- ・**予算不足を社会課題として想起できるアンケート項目が無い**。現状では、低利用によりニーズが無い印象を与えている。
- ・予算拡充のためには、利用ニーズがあること、支援内容が予算制限によって**自治体間に差があること、使いにくくなっていること**のエビデンス収集が必要と思われる。

##### 2.地域格差があること、全国一律の支援内容とすること

- ・地域による支援内容の差異、利用状況の差異が存在することは「ひとり親」支援に対する重大な格差と言える。
- ・地域によって支援内容に差が出ていることを明らかにすることで、社会課題の認識促進、政策提言につなげられるのではないか。

### 3.仕事と子育ての両立ができる支援施策について

項番	提案するアンケート項目/形式	他団体等による過去アンケート有無/時期	推奨時期/優先度
3-1	ひとり親や離婚前別居子育て世帯が子育てと仕事が両立ができるよう <u>ひとり親家庭日常生活支援事業の予算を大幅に拡充</u> し、また委託先を再考し、利用時間や利用可能曜日等の自治体間の格差を解消し、 <u>全国で使える制度</u> にすること。あるいはファミリーサポート事業の減免措置と自治体が選択できるようにすること。こども家庭庁は本事業が活用をなされているかについて <u>実態調査を行い、結果を基に上記の改善を行うこと。</u>	○確認できた「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に関わるアンケート →無し 調査資料等 1. 「ひとり親家庭の支援施策の在り方について」2013年 ハンドインハンドの会	利用者アンケートにより利用シーンの収集が必要 (子どもが在宅がちになる学校休暇期間、「ひとり親」の仕事繁忙期と重なる時期が候補)

### 観点1～3: 総括/まとめ

#### 1. 社会課題として認知を拡げるために

- ・本件の利用実態がほとんど知られておらず、課題の存在でさえ見えない状況と思われる。
- ・一方、「ひとり親」が仕事の負担を抱えながら家事や子どもに関わる時間を捻出することは難しい。就労支援に偏る「ひとり親」支援への是非や子どもの教育に対する環境の悪化、不登校や行き渋りの問題を提言するためにも必要な支援内容として本施策のアンケートを継続したい

#### 2. 利用されていない問題の本質がどこにあるのかを掘り起こしたい

- ・公表されたアンケートでは「なぜ、ひとり親の制度認知が足りないのか」、「なぜ、支援内容の地域格差が存在するのか」が見えない。特定回答者向けへのアンケート項目を作成、実施する等の社会課題として認識されるためのアンケート項目も必要。
- ・本事業受託の事業者/生活支援員の実態が見えない。妥当な報酬体系となっているかもアンケート実施があると良い。

## 4.生活保護制度の改善について

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
4-1	子育て世帯の <b>生活保護受給者の自動車保有</b> については、求職中だけでなく就職後も、通勤・通院・保育園送迎等に必要のため、認めるよう徹底すること。	○SMF/協議会過去アンケート無し/赤石さん執筆記事有	○課題抽出: 不足 ・自動車保有の容認状況と母子世帯の世帯保護率をクロス集計 ○課題原因の示唆: 不足 ・自動車保有のため生活保護申請を行わない母子世帯向けアンケート実施
4-2	生活保護の <b>申請時の扶養照会</b> については廃止すること。	○SMF/協議会: 無し ※児童扶養手当申請時困りごとアンケートはあり	○課題抽出: 不足 ・自治体間格差、扶養照会実施率の調査→因果関係を提示 ○課題原因の示唆: 不足 ・扶養照会のため生活保護申請を行わない母子世帯向けアンケート実施
4-3	入学準備金については <b>規定額を一括で事前に</b> 支払うこと。	○SMF/協議会: 無し	○課題抽出: 不足 ・貧困問題との区分け: ひとり親世帯向けアンケートの実施 ○課題原因の示唆: 不足 ・貧困問題との区分け: ひとり親世帯向けアンケートの実施

### 観点1: 総括/まとめ

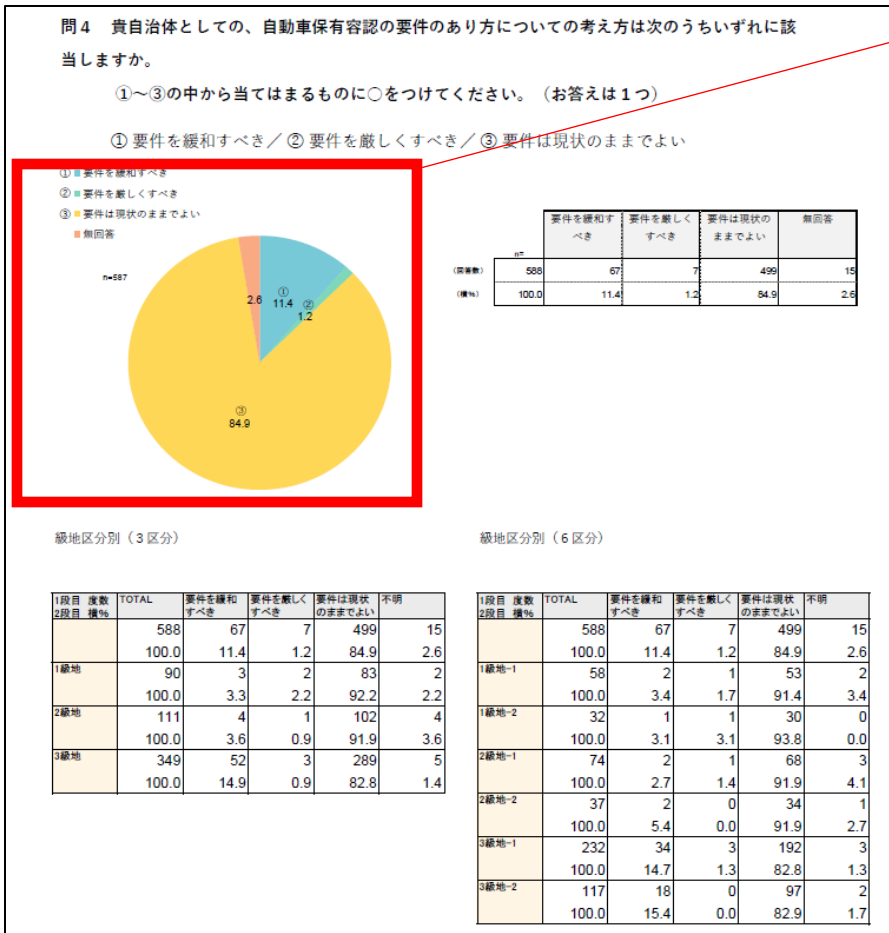
○生活困窮における「ひとり親」の実態を訴求する必要あり

- ・生活保護申請における「自動車保有」/「扶養照会」の問題は「ひとり親」との関連性が見えにくく、共感を得にくい。**「ひとり親」特有の問題を掲出する必要。**
- ・「扶養照会」には民法の規定があり、共感も得にくいことから廃止は望みにくいのではないか。「ひとり親」における補助男性への**偏見、の問題を掲出してはどうか。**



# 観点1：団体が定める10分野に関連するアンケートの結果広報内容、論調と団体主張の差異分析

## 日弁連\_自動車保有の容認状況:2023年資料



「ひとり親」対象のアンケートが必要

- 「ひとり親」の生活影響(特に子育て)が見えない
- 就労への影響が見えない
- 自治体側は「現状要件(交通機関不便)容認」

## 全国公的扶助研究会\_扶養照会2021年資料



「ひとり親」対象のアンケートが必要

- 「安全に支障が出る」ケース有無をひとり親に絞り実施
- 「福祉事務所職員」の回答は現行制度保持。「ひとり親」に絞った場合のアンケートを。

出典:2023年9月 日本弁護士連合会  
「自動車保有の容認状況に関するアンケート調査について」

出典:2021年2月 全国公的扶助研究会  
「扶養照会アンケート調査結果(速報版)」

地域間格差(認可格差):「ひとり親」に対する支援格差となり、調査結果から政策提言を進める  
自治体職員/福祉事務所職員アンケートの実施:サービス提供者側の声無く、今後実施していく

## 観点2:10分野の団体主張を補完するアンケート項目(属性のクロス分析等)の提案

**4.生活保護制度の改善について**

項番	行動計画/団体主張	提案するアンケート項目/形式
4-1	子育て世帯の <b>生活保護受給者の自動車保有</b> については、求職中だけでなく就職後も、通勤・通院・保育園送迎等に必要のため、認めるよう徹底すること。	○課題抽出アンケート 「地方/都市部、自治体間格差」 ・「母子世帯における保護率」：地方/都市部比較 ・「母子世帯における保護率」×「申請を諦めた理由」：地方/都市部比較
4-2	生活保護の <b>申請時の扶養照会</b> については廃止すること。	○課題抽出アンケート 「自治体間格差」 ・「扶養照会実施率」：地方/都市部比較 ・「扶養照会実施率」×「母子世帯における申請を諦めた理由」：女性ひとり親への偏見
4-3	入学準備金については <b>規定額を一括で事前に</b> 支払うこと。	○課題抽出アンケート 「ひとり親向け中学・高校入学準備状況」 ・「ひとり親家庭」：入学準備状況

**観点2:総括/まとめ**

○生活困窮における「ひとり親」の実態を訴求する必要あり

- ・「自動車保有」、「申請照会」、「入学準備金」いずれの問題も「ひとり親固有の課題」ではなく「生活困窮における課題」であり、「ひとり親」における実態訴求が必要。
- ・「申請照会」は「母子ひとり親世帯」に対する偏見が含まれていないか、扶養照会率と母子世帯における未申請理由で明らかになる可能性あり。
- ・「生活困窮」の問題提起を行う他団体と連携した課題掲出を行うことも有効と思われる。

## 観点3: アンケート結果広報がニュースリリース化されている時期の集計

### 4. 生活保護制度の改善について

項番	行動計画/団体主張	他団体等による過去アンケート有無/時期	推奨時期/優先度
4-1	子育て世帯の <b>生活保護受給者の自動車保有</b> については、求職中だけでなく就職後も、通勤・通院・保育園送迎等に必要のため、認めるよう徹底すること。	○他団体アンケート ・日弁連_自動車保有の容認状況に関するアンケート調査_2023年9月 <b>主張内容: 保有認定の地域間格差</b>	・季節性は無いと思われる ・地方/都市部の格差につながる問題であり、実態調査のちに政策提言につなげやすいのではないかと
4-2	生活保護の <b>申請時の扶養照会</b> については廃止すること。	○他団体アンケート ・全国公的扶助研究会_扶養照会アンケート調査_2021年3月 <b>主張内容: 生活扶養義務者への照会有無</b>	・季節性は無いと思われる ・「ひとり親男女間格差」がある場合は政策提言につなげやすいのではないかと
4-3	入学準備金については <b>規定額を一括で事前に</b> 支払うこと。	○他団体アンケート ・セーブ・ザ・チルドレン_経済的に困難な子育て世帯への中高入学に関する給付金申請時アンケート調査_2024年3月 ・セーブ・ザ・チルドレン_経済的に困難な子育て世帯への中高入学に関する給付金利用者アンケート調査_2024年7月 <b>主張内容: 支給時期/支給金額の不足</b>	・「ひとり親家庭における長期休暇期間時の子どもの貧困問題」がクローズアップされる夏休み前 ・子どもの貧困問題に取り組む団体との連携、提携が望ましいのではないかと

### 観点1~3: 総括/まとめ

- 困窮問題に対する「ひとり親」特有の課題を掲出したい
- ・男性支援者有無の確認など、「ひとり親」が直面している課題を仮説立てしたアンケートの実施
- ・入学準備金については「ひとり親」の子育て支援として掲出していくこと

**5. 民法改正に伴い緊急に対応すべき諸課題と養育費受領率向上について**

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
5-1	令和6年成立の父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法については、家庭裁判所の整備を十分におこない、 <b>体制が整うまでは法の施行を延期</b> すること。協働養育を認めてきたオーストラリア等各国が暴力・虐待から子どもを守るために行っている施設や人員の整備、運用を学び、実施すること。		<b>○課題抽出: 要継続実施</b> ・「調査官調査におけるDV や虐待の扱い」 「家庭裁判所はDV や虐待があっても面会交流をさせる対応」 → <b>一般人には理由が不明/真因は何?</b> → 問題を明らかにした上で政策提言向き ・「原則面会交流実施の方針」 → <b>民法改正に向けた政策提言</b>
5-2	家庭裁判所は、DVや虐待が疑われる場合はアセスメントを丁寧に行い、子どもの調査はまわりの大人に左右されることのない安心できる環境で <b>丁寧に行うようにすること</b> 。そのために国は、研修と人員体制強化のための予算を拡充し、DVや虐待の現状、特に被害者・加害者の心理に沿った研修を行うこと。	<b>○OSMF/協議会過去アンケート</b> 2022年7月_シングルマザーサポート団体全国協議会_共同親権制度は子どもの安心安全を提言/主張: ・日本で <b>90%を占める協議離婚の実情</b> に関し、調査も知見も不十分な状況 ・2011年民法 766 条の改正以降、家庭裁判所では原則面会交流実施の方針で調停が行われてきたと言われる ・約 <b>6 割は単独親権制度</b> 、わからないが3 割、 <b>共同親権制度を望むのは 9.6%</b> だった。 ・ <b>リーガルハラスメント</b> とは、法的な手続きを悪用したいやがらせを指します。何度も調停や裁判を起こされることなどが、これにあたります。	<b>○課題抽出: 要継続実施</b> ・「調査官調査におけるDV や虐待の扱い」 → 調査官/アセスメントの見識不備具体例を継続提示する必要がある( <b>世に提起</b> )
5-3	家庭裁判所は、養育費支払いの取り決めに <b>共同親権や親子交流(面会交流)の選択の取引条件にしないことを徹底</b> すること。		<b>○課題抽出: 要継続実施</b> ・「十分なアセスメントを行うことを 家事事件手続法に位置づけ」 → 世論喚起のため不備調査を継続実施 <b>○課題原因の示唆: 不足</b> ・「養育費については法定養育費を導入し立替払い制度を導入すべきである」 → 面会交流/共同親権だけ拒否できる?
5-4	国は、親権、監護、養育費等の法律相談・取決め・調停・審判・裁判など各段階における、紛争解決や安全確保の支援、 <b>法的な役務の提供に関する無償支援</b> などを創設し定着をはかること。		

## 5. 民法改正に伴い緊急に対応すべき諸課題と養育費受領率向上について

項番	行動計画/団体主張	該当過去アンケート	コメント
5-5	民法改正に伴い、税制、社会保障制度、社会福祉制度等への影響について十分に精査し、子どもに不利益が生じることのないよう、関係省庁が連携して対応を行うこと。また、社会福祉施設や学校、医療機関等で <b>子どもの学ぶ権利や安心安全、生命が脅かされることがないように</b> 十分な準備を行うこと。	<b>OSMF/協議会過去アンケート</b> 2022年7月_シングルマザーサポート団体全国協議会_共同親権制度は子どもの安心安全を ・先月もらった養育費ゼロが半数以上。 法定養育費については、賛成だが額が少ないという意見が多かった。 ・養育費については <b>法定養育費を導入し</b> 、子の養育に十分な額とし、 <b>政府による立替払い制度を導入すべき</b> である。	<b>○課題抽出: 要継続実施</b> ・具体的状況が不明 →共同親権による子どもの不利益アンケートを実施しては？ ・子どもの機会損失/不利益を <b>世論喚起する</b> アンケートを！ →共同親権による扶養義務、養育費受取率の向上が見込まれる点は？ →養育費の取り決め率/受取率が日本では低い原因は？ →子どもの貧困、格差拡大として <b>政策提言化</b> できるのではないかと。
5-6	国は、女性活躍・男女共同参画重点方針2022に定めた養育費の受領率向上を実現するための具体的な方策を推進すること。養育費の支払確保を進めるため、国が不払いの養育費を取り立てること。自治体ごとに養育費に詳しい弁護士相談が受けられる仕組みをつくり、 <b>養育費の取り決め支援、不払いの場合の強制執行などの相談支援</b> を拡充すること。		

### 観点1: 総括/まとめ

○認知率が高い「民法改正: 共同親権」だが、問題/課題点を世論喚起する必要

・2026年までに施行される「共同親権」は、「良いこと」「養育費の受け取り率」が改善される見込みのある機会と認識？「悪いこと」が交錯。(意見混沌)

-navit-j.com: 「賛成」が30.4%、「どちらとも言えない」が43.6%、「どちらかといえば賛成」が15.1%

-Yahoo!ニュース: 「賛成」が57.6%、「反対」が28.7%、「わからない」が13.7%

-リセマム: 「賛成」が20.3%、「反対」が34.5%、「どちらともいえない」が45.2%

※その他、多くのアンケート結果が公表されているが、アンケート取得主体によって「結果」がばらばら。→つまり、「メリット/デメリット」が正しく理解されていない

・社会的理解が進んでない状態であるといえる「共同親権」に「反対」/「施行延期」の主張だけでは賛同を得られにくい。「ひとり親」の声をアンケート発信していく。

・世論喚起のうえ、政策提言としてSMF/協議会主張を発信していく方向性が望ましいと思われる。

# 観点1: 団体が定める10分野に関連するアンケートの結果広報内容、論調と団体主張の差異分析

## 2024年衆議院選挙候補者アンケート



**改正民法として政治家の意識は高い**

- 課題/問題点を世論喚起して政策提言を進める
- 立法に関わる方々が現状の改正内容を問題視しているのは追い風
- 一方、問題点(海外モデル等)の国民理解の促進が必要

## 子育て改革のための共同親権プロジェクト 2022年資料

**「共同親権」の理解促進に課題  
(団体によって主張が違う)**

出典: 2024年10月 ちょっと待って共同親権ネットワーク  
「共同親権問題をめぐる課題に関する各候補者の方針についてのアンケート」

大阪経済法科大学の小川富之教授は「欧米諸国では共同養育を積極的に進める法改正をした結果、子どもが殺されるなどの事件が相次いだ反省から、別居親の権限を抑制する方向へ向かっている」と説明。全国協議会の代表で家族法制部会の委員でもある赤石千衣子さんは、「養育費の支払いとの引き換えに共同親権を選ばれる恐れもある。もっと慎重な議論を」と訴えている。

**◇DV被害を重視した各国の法制度見直しの動き**

<b>オーストラリア</b>	2011年、離婚後の交流に肯定的な親が子の養育を担うのふさわしいという「フレンドリーペアレント」条項を開始5年で廃止。離婚後の父母と子どもとの交流の継続よりも子の安全を優先する法改正
<b>英国</b>	2020年、司法省の専門委員会がDVの可能性のある親と子の交流の危険性を指摘。離婚後も父母が子とのかかわりを継続することが子の健全な育成につながるという推定規定の見直しを勧告
<b>米国</b>	2017年、子との面会交流や監護を検討する際、子の安全を最優先する必要があり、家族間暴力が訴えられている場合の裁判所審理の改善を求める勧告を下院が決議
<b>カナダ</b>	2021年、離婚法が改正され、フレンドリーペアレントの考えに基づく規定を見直し。子の安全と健全な成育が確保できることを条件に、父母と子との関係の継続について考慮するという考え方式に変更

③養育費を支払っても子供に会えない現状

養育費の支払い状況と面会交流の実施状況を比べて見ると、養育費をしっかりと払っている親であっても、子どもとの面会交流（親子交流）が取り決め通り行われていないケースが非常に多いことがわかりました。養育費を支払っていると回答した当事者のうち、取り決め通りまたはそれ以上に面会交流が行われている割合は、23.5%にすぎません（表1）。このことから、面会交流（親子交流）は履行確保が養育費に比べ非常に弱いことがわかります。

表1. 養育費の支払い状況と面会交流の実施状況の比較

面会交流	養育費支払い						総計
	取り決め通りに実施されている	取り決め以上に実施されている	取り決めは無いが実施されている(*1)	取り決め以下だが実施されている	全く実施されていない	その他	
取り決め通り支払っている	16.8%	1.6%	1.3%	21.4%	32.4%	0.3%	73.8%
取り決めより多く支払っている	0.6%	0.3%		1.6%	0.3%		2.9%
取り決めは無いが支払っている（仮払い含む）	1.3%		1.6%	2.6%	7.4%		12.9%
取り決めより少ないが支払っている	0.6%			0.6%	1.3%		2.6%
取り決めがあるが支払っていない	0.3%		0.3%	0.3%	5.8%		6.8%
その他	0.0%			0.3%	0.6%		1.0%
<b>総計</b>	<b>19.7%</b>	<b>1.9%</b>	<b>3.2%</b>	<b>26.9%</b>	<b>47.9%</b>	<b>0.3%</b>	<b>100% 回答数 310</b>

\* 「取り決めがないため支払っていない」を表中に含まない \*1 調停中の暫定的面会を含む

出典: 2022年7月  
親子の面会交流を実現する全国ネットワーク  
別居親へのアンケート(暫定版)から見た  
現行制度の問題点について

出典: 2021年6月30日付・7月1日付東京新聞朝刊

**世論喚起(問題/課題点の掲出): 民法改正「共同親権」の施行にあたっては問題/課題点の理解促進が必要**  
**協議会主張と近い立場をとる政治家との連携: アンケート結果が乱立しておりメジャー意見の集約必要**

**5.民法改正に伴い緊急に対応すべき諸課題と養育費受領率向上について**

項番	行動計画/団体主張	提案するアンケート項目/形式
5-1	令和6年成立の父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法については、家庭裁判所の整備を十分におこない、 <b>体制が整うまでは法の施行を延期</b> すること。協働養育を認めてきたオーストラリア等各国が暴力・虐待から子どもを守るために行っている施設や人員の整備、運用を学び、実施すること。	○課題抽出アンケート 「調査官の調査に関するアンケート実施」 ・「面会交流が子どもの不利益となっていると考えるひとり親」×「調査官の調査」 「調査官に対するアンケート実施」 ・調査に関するアセスメントや研修状況をアンケート：「共同親権」に関する準備状況として充足か、不足かを世論喚起する 「政治家への民法改正施行に関するアンケート」 ・想定される問題/課題点に対応されているか、世論喚起するため政治家アンケートを実施
5-2	家庭裁判所は、DVや虐待が疑われる場合はアセスメントを丁寧に行い、子どもの調査はまわりの大人に左右されることのない安心できる環境で <b>丁寧に行うようにすること</b> 。そのために国は、研修と人員体制強化のための予算を拡充し、DVや虐待の現状、特に被害者・加害者の心理に沿った研修を行うこと。	
5-3	家庭裁判所は、養育費支払いの取り決めを <b>共同親権や親子交流(面会交流)の選択の取引条件にしないことを徹底</b> すること。	○課題抽出アンケート 「共同親権と養育費に関するアンケート実施」 ・「養育費取決め無し/支払い無し」×「別居親」 ・「養育費取決め無し/支払い無し」×「同居親」 ・「養育費取決め有/支払い無し」×「別居親」 ・「養育費取決め有/支払い無し」×「同居親」 ・「養育費取決め有/支払い有」×「別居親」 ・「養育費取決め有/支払い有」×「同居親」
5-4	国は、親権、監護、養育費等の法律相談・取決め・調停・審判・裁判など各段階における、紛争解決や安全確保の支援、 <b>法的な役務の提供に関する無償支援</b> などを創設し定着をはかること。	

## 観点2:10分野の団体主張を補完するアンケート項目(属性のクロス分析等)の提案

### 5.民法改正に伴い緊急に対応すべき諸課題と養育費受領率向上について

項番	行動計画/団体主張	提案するアンケート項目/形式
5-5	民法改正に伴い、税制、社会保障制度、社会福祉制度等への影響について十分に精査し、子どもに不利益が生じることのないよう、関係省庁が連携して対応を行うこと。また、社会福祉施設や学校、医療機関等で <b>子どもの学ぶ権利や安心安全、生命が脅かされることがないように</b> 十分な準備を行うこと。	○課題抽出アンケート 「共同親権における子どもの不利益抽出アンケート」 ・「共同親権によって影響を受ける子どもの生活」：同居親へのアンケート 「養育費の公費負担(自治体による立替)に関するアンケート」 ・「養育費取決め義務化/強制執行/自治体による立替」：政治家アンケート ※特に、 <b>公費負担が前提となる自治体による立替は世論喚起が必要</b>
5-6	国は、女性活躍・男女共同参画重点方針2022に定めた養育費の受領率向上を実現するための具体的な方策を推進すること。養育費の支払確保を進めるため、国が不払いの養育費を取り立てること。自治体ごとに養育費に詳しい弁護士相談が受けられる仕組みをつくり、 <b>養育費の取決め支援、不払いの場合の強制執行などの相談支援</b> を拡充すること。	

### 観点2:総括/まとめ

○「子どもの利益」を中心とした共同親権の世論喚起を。

- ・「調査官へのアンケート」を実施し、共同親権の導入による影響、国からの取決め基準明示、研修の状況等アンケート/聞き取り調査等を掲出
- ・「子ども進学/進路」、「子どもの医療等ワクチン接種」等「子どもの利益/不利益に関する場面、シチュエーション」ごとに同居親アンケート/聞き取り調査等を掲出
- ・「養育費取決め有/支払い有」や「別居親(男性)」を中心としたアンケートでは異なる主張が展開され、乱立状態となっている。共同アンケートを行うことで世論喚起できる可能性が高い

○政策提言を通じた共同親権の世論喚起を。

- ・「2026年までの民法改正、共同親権の施行」を問題視する政治家は多い。なお、世の中一般には共同親権＝良いこと、の認識であり政治家の危機意識と異なる



## 観点3: アンケート結果広報がニュースリリース化されている時期の集計

**5. 民法改正に伴い緊急に対応すべき諸課題と養育費受領率向上について**

項番	行動計画/団体主張	他団体等による過去アンケート有無/時期	推奨時期/優先度
5-1	令和6年成立の父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法については、家庭裁判所の整備を十分におこない、 <b>体制が整うまでは法の施行を延期</b> すること。協働養育を認めてきたオーストラリア等各国が暴力・虐待から子どもを守るために行っている施設や人員の整備、運用を学び、実施すること。	<p>○他団体アンケート 団体立場によって異なる主張が行われている <b>アンケート結果が乱立している</b></p>	2026年の改正民法施行(共同親権)までに以下事項の世論喚起が必要 <b>・発生する子どもの利益/不利益</b> <b>・養育費/面会交流とのバーター問題</b> <b>・養育費義務化</b> <b>・養育費の公費負担(自治体立替)</b>
5-2	家庭裁判所は、DVや虐待が疑われる場合はアセスメントを丁寧に行い、子どもの調査はまわりの大人に左右されることのない安心できる環境で <b>丁寧に行うようにすること</b> 。そのために国は、研修と人員体制強化のための予算を拡充し、DVや虐待の現状、特に被害者・加害者の心理に沿った研修を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年7月_親子の面会交流を実現する全国ネットワーク_別居親へのアンケート(暫定版)から見た現行制度の問題点について 主張内容: <b>別居親の立場で共同親権賛成</b></li> <li>・2022年8月_子育て改革のための共同親権プロジェクト_離婚や別居に伴う「別居親」の実態調査 実施報告書 主張内容: <b>別居親の立場で共同親権賛成</b></li> </ul>	
5-3	家庭裁判所は、養育費支払いの取り決めを <b>共同親権や親子交流(面会交流)の選択の取引条件にしないことを徹底</b> すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年5月_一般社団法人日本シングルマザー支援協会_共同親権法案について 主張内容: <b>DVや子ども不利益のため共同親権反対</b></li> <li>・2024年8月_ナビっと_みんなはどう考える? 共同親権について調査【1000人アンケート】_データ活用なう 主張内容: (問題/課題点不明で) <b>共同親権賛成</b></li> </ul>	
5-4	国は、親権、監護、養育費等の法律相談・取決め・調停・審判・裁判など各段階における、紛争解決や安全確保の支援、 <b>法的な役務の提供に関する無償支援</b> などを創設し定着をはかること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年10月_ちょっと待つ共同親権ネットワーク(弁護士会)_共同親権問題をめぐる課題に関する各候補者の方針についてのアンケート結果のご報告 主張内容: <b>特定政党は拙速な民法改正に反対</b></li> </ul>	

### 観点3: アンケート結果広報がニュースリリース化されている時期の集計

#### 5. 民法改正に伴い緊急に対応すべき諸課題と養育費受領率向上について

項番	行動計画/団体主張	他団体等による過去アンケート有無/時期	推奨時期/優先度
5-5	民法改正に伴い、税制、社会保障制度、社会福祉制度等への影響について十分に精査し、子どもに不利益が生じることのないよう、関係省庁が連携して対応を行うこと。また、社会福祉施設や学校、医療機関等で <b>子どもの学ぶ権利や安心安全、生命が脅かされることがない</b> ように十分な準備を行うこと。	前掲同様	前掲同様
5-6	国は、女性活躍・男女共同参画重点方針2022に定めた養育費の受領率向上を実現するための具体的な方策を推進すること。養育費の支払確保を進めるため、国が不払いの養育費を取り立てること。自治体ごとに養育費に詳しい弁護士相談が受けられる仕組みをつくり、 <b>養育費の取り決め支援、不払いの場合の強制執行などの相談支援</b> を拡充すること。		

#### 観点1~3: 総括/まとめ

##### ○「民法改正/共同親権」に関する国民理解は浅い

- ・原因は立場によって全く異なる主張を展開しているアンケート(その実施団体)にもある。また、マスコミがこの問題を積極的に発信しない点もある。
- ・2026年の施行までに正しく問題/課題点の掲出を行うアンケート実施が継続的に必要
- ・主張の異なる他団体と連携した調査/アンケートの実施も大きく注目される可能性がある

##### ○政策提言につなげる世論喚起を

- ・養育費や時代に即した親権の形を模索する過程であり、政治家の関心も高い。政策提言につなげる活動が期待される。